

第百二回
国会

参議院商工委員会、通信委員会連合審査会會議録第一号

昭和六十年五月十五日(水曜日)
午後一時一分開会

出席者は左のとおり。

商工委員会

委員長
理事

降矢 敬義君

齋藤榮三郎君

前田 勲男君

梶原 敬義君

市川 正一君

委員

石井 一二君

岩本 政光君

杉元 恒雄君

松尾 官平君

松岡満男君

福岡 知之君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

通信委員会

委員長
理事

松前 達郎君

成相 善十君

長谷川 信君

宮田 輝君

片山 基市君

委員

岡野 裕君

沖 外夫君

長田 裕二君

川原新次郎君

添田増太郎君

大森 昭君

國務大臣

通商産業大臣
郵政大臣

村田敬次郎君
左藤 恵君

政府委員

通商産業省産業
政策局長

福川 伸次君

通商産業省機械
情報産業局長

木下 博生君

通商産業省機械
情報産業局長

棚橋 祐治君

工業技術院総務
部長

等々力 達君

工業技術院総務
部長

荒尾 保一君

事務局側

郵政省通信政策
局長

奥山 雄材君

説明員

常任委員会専門
員

野村 静二君

参考人

科学技術庁長官
官房審議官

三浦 信君

外務省北米局安
全保障課長

沼田 貞昭君

大蔵省理財局資
金第一課長

寺村 信行君

日本電信電話株
式会社取締役・
技術企画本部長

村上 治君

国際電信電話株
式会社常務取締
役

中込 雪男君

日本放送協会技
師長 矢橋 幸一君

本日の会議に付した案件

○基盤技術研究円滑化法案(内閣提出、衆議院送付)

(商工委員長降矢敬義君委員長席に着く)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会、通信委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたします。

基盤技術研究円滑化法案を議題といたします。本案の趣旨説明は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございますので、御了承のほどお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大森昭君 提案理由を讀ましていただきましたけれども、大変立派な提案理由であります。しかし、この提案理由のように果たしていくのかどうなのかという問題がありますし、なお私も実は電電の三法を審議した際にいろんな意見がありまして、最終的に中曾根総理が出てまいりまして、いずれにいたしましても「電気通信に関する研究あるいは情報化社会への対応」というようなものは非常に重要であると心得ております。という意味合いで、電電の民営化に当たりましては、わゆる株の売却益といいますが、売却で得たものと、さらにはその配当の支出のことについては、十分ひとつ国会の審議の経過を踏まえて政府は対処しますと、こういうように総理が言われているわけですが、しかしまだ本法が通っておりませんが、国債整理基金に三分の二の株の売買金が行くようでありまして、産投会計には三分の一

の配当金だということですが、電電法案を審議してきた経過、あるいは総理みずからがそういうような、先ほど言ったような意味合いの言い方をしたわけでありまして、国会が終わって法案が通るといっても変わらなうものかと思うんですが、一体その辺、郵政省はどのようにお考えですか。

○政府委員(奥山雄材君) ただいま御指摘がございましたように、電電改革三法の審議の過程で、参議院通信委員会の席上、五十九年十二月十三日、中曾根総理が、「電電株式の処分及びその収入の使途につきましては、国会における審議の経過等を踏まえ政府内において詰めさせることにいたしたい」という発言をされたところでございます。

郵政省では、かねて新電電の株式につきましては、電電公社の資産形成の経緯等にかんがみまして、その一部は我が国の電気通信技術に関する研究開発の促進等に充てるべきであるという考えから、六十年度の予算の編成過程におきまして概算要求段階から、株式の現物出資によりまして電気通信振興機構といったようなものを設立する構想を持っていたところでございます。

他方、予算の編成過程におきまして、総理が申されましたように、この問題を最終的に政府原案として固める段階でどういうようにすべきかというところが電電改革三法案の大詰めの審議と併行して協議がなされたわけでございます。ちょうど電電改革三法が成立いたしました十二月二十日の翌日というタイミングになってしまったわけでございますけれども、政府の予算原案を策定する時期が切迫してきたということで、十二月二十一日に政府・与党の連絡会議が持たれました。その中で政府内の意思決定をいたしまして、電電株式の現物出資により設立を予定しておりました電気通信振興機構と通商産業省の方から予算要求の出で

りました産業技術センターと両法人にかえまして、今日の法案に盛り込まれておりますような基盤技術研究促進センターというものが生まれることになったわけでございます。

先生の御質問の通信委員会における審議の経過、あるいは総理の発言と今回の法律との関係はいかがかということですが、私どもの考え方としては、当初確かに電気通信振興機構を考えたその構想と今日の基盤技術研究促進センターとがある意味において異なった面があることは事実でございますけれども、電気通信のこれからの基盤技術を振興する上においては、本来の目的を全うする上に適當であるし、むしろこれは本来の趣旨に沿うものであるというふうに考えたわけでございます。

なお、このことは、電電改革三法の審議とその後政府の決定でありましたためにいろいろな御叱正を賜ったことも事実でございますが、既に予算の政府原案を策定する時期が最終段階に至っていたということで、郵政、通産、大蔵大臣といった関係大臣のみならず、総務庁長官あるいは官房長官といったような政府全体を総合調整する大臣等も加わられたような結果となったものでございまして、私どもは今日の法案に盛り込まれております基盤技術研究促進センターが、当初私どもが予定いたしました電気通信のこれからの基盤技術の研究開発に十分貢献しているものだというふうに考えているところでございまして、

○大森昭君 電電が経営形態の変更をしたことについてはいろんな理由があるわけですが、しかしいずれにいたしましても、いわゆるこれらの情報化社会を展望してのいわゆる電気通信の振興を図るということは第一目標でありまして、そういう意味合いからいいますと、この委員会とは直接関係ないんですが、国債整理基金の中に入れてみたり、あるいは産業投資の会計に入れること自身は私は反対いたしません、しかし問題は三分の一の配当金だけでいわゆる電電三法を議論したときの趣旨合いに合致をしているかと

うかということになると、今局長の話だとこれでも十分だという見解が述べられましたけれども、ちよつと大蔵省に聞きますが、六十一年度からこの配当金は幾らぐらゐる産投会計に入るんですか。

○説明員(寺村信行君) 来年度以降の問題でございますけれども、これは新会社の経営状況にかんよつて左右されるものでございまして、現在の段階では何とも申し上げられないのでございまして、産業投資特別会計に帰属いたします電電株式会社の資本金は二千六百億円でございまして、仮に一〇％の一割配当が行われれば二百六十億円の配当収入、それから五％の場合は百三十億円の収入が見込まれると、こういうことになりま

す。

○大森昭君 今の大蔵省の答弁でもまだ不確定要素であります、仮に一〇％でも二百六十億という話がありましたが、民間が幾ら入ってくるか、先のこととはこれも十分じゃありませんが、しかし恐らくそうたくさんのお金がセンターに入るといふふうにはちよつと想定できないですね。そうすると、主たる原資というのはいわゆるこの二百六十億か、あるいは五％にして百三十億かということになるだろうと思ふんですね。そうすると、まるまるこれ電気通信の基礎技術に全部いくわけですか。課長の今の答弁だと、十分これで郵政省が考えておる基礎技術の研究に対応できるという答弁はどういう意味ですか。

○政府委員(奥山雄材君) 原資的には、ただいまもお話がございましたように、当初私どもが電気通信振興機構を構想いたしました段階の原資に比べてましては、これからの高度情報社会における電気通信技術の開発を展望した場合、技術開発プロジェクトは数限りなくあるわけでございますので、金があり余るといふことはあり得ないと考えております。その意味におきましては、限られた原資でございまして、有効かつ適切に重点的に

これを使用していかなければならないと思っております。

ただ、これを全部電気通信の技術開発に投入できるのかどうかということでございますけれども、国全体の政策判断といたしまして、きよう御審議いただいておりますような法案の中で鉱工業の技術とあわせて電気通信技術の開発を図っていくということでございますので、その中で与えられました枠の中で電気通信分野におきましても最大限に当初の趣旨が生かされるようにするのが私どもの務めであると思っておりますし、現時点の与えられた環境下ではこの解決策というものがベストではないかもしれませんが、ベターであり、また有効な解決策であり得るといふふうに考えている次第でございまして、

○大森昭君 あり余るとかあり余らないとか、そんな議論しているんじゃないのでありまして、問題は、そういう答弁をされることのゆえんは、法案でも電気通信業とか放送業、電波の利用に関する基礎技術を定義をしていますが、これは実際問題として漠然としておりまして明確になつておらないからそういう答弁になるんですよ。このセンターができたら一体電気通信業というのは何をやるのか、放送業というのは一体何をやるのか、電波の利用に関する問題についての基礎研究は何をやるのか、こういう郵政省としていわゆる二十一世紀に向けて電気通信関係の基礎技術のうち何をどのようにして優先させてやっていくかということがあるから今のようないふあるならあるで、ちよつとガイドライン示してもらいたいんですが、

○政府委員(奥山雄材君) 法文上は電気通信業、放送業、電波の利用に関する基礎技術ということになっておりますが、私どもが限られた原資を有効に活用するためには、もちろんその大前提をいたしまして民間の活力を最大限に発揮するということを当然の条件といたしまして、官民の力を合せて電気通信の技術開発を進めていくつもりでございまして、いかにせん、原資に限りがあること

を念頭に置きますと、先生御指摘のとおり、技術開発の重点項目につきましては一種のガイドライン的なものを指針というふうな形で策定する必要があるんじゃないかというふうに思っております。散漫な技術開発はかえつて効果を損なうことになると思われまして、私どもが考えておりますのは、例えば電気通信技術審議会といったような権威のあるところでこれからの基盤技術の研究の指針といったようなものも御議論していただいで、そうしたものをガイドラインにしてこれから研究開発を進めてまいりたいというふうに考えているところでございまして、

○大森昭君 電気通信技術はいわゆる産業横断的なものなんです。そういう意味合いからいいますと、電気通信の技術開発が社会に与える影響は極めて重要と私も考えておるわけです。そういう意味合いで電電三法の議論もいたしましたし、電気通信の今後あるべき姿ということについては多くの議論をしたわけですが、今のような答弁ではちよつと私余り納得できないのですが、とにかく電気通信の社会評価あるいは技術評価ということについてどのように郵政省は進めていく考えなのか、もう一回答弁してもらいたいと思うので、

○政府委員(奥山雄材君) 電気通信の社会的な基盤、いわゆるインフラストラクチャーとしての機能につきましては、通信委員会でもたびたび御議論をいただいたところでございまして、私どももその重要性については十分認識をしております。今般基盤技術研究促進センターを通じて電気通信の技術開発を行う際には、当然のことながら電気通信の持つそうした機能に着目をして、御指摘の社会評価なり技術評価というものを進めていかなければならないと思っております。これまででは電電公社が一元的に電気通信事業を運営しておりましたために、公社の評価が即国の評価であり、政府の評価であり得たわけですが、これも、公社の民営化に伴いまして公社も一民間企業になりますので、政府全体としての社会評価、

つまり開発段階における社会的な受けとめ方、重要性とでもいまいしょうか、そういったものの評価を初めといたしまして、技術評価につきましてはその評価の基準なり評価の方法なり評価の体制というものを十分確立していくつもりでござい

ます。
○大森昭君 私が個人的にこの法案に反対している理由は、簡単に申し上げますと、役所の方というのはいくつかのセンターをつくりまして、とりわけ初年度のありようが引き続いてお役所的に流れていくことを心配するわけです。恐らく私も

が反対しても数の上ではこれは通るのだろうと思うのですが、問題は、今後このセンターのありようについて、今はこうだけれどもこれから先はこうあるべきだということの見解が述べられれば、それで――いつも国会では答弁されてもそのとおり余り十分にやられたことがないのですが、しかし通産には今の答弁求めています、どうも正直申し上げまして、ここでできてしまつて後ず

ずると適当に何か基礎技術の研究をやっている、いいやというところに、私は実は大変な危惧を持っています。これは答弁要りませんがね。ですから、いずれにしても先ほどから言っていますように、提案理由にもあるように大変重要な問題としてとらえているわけですから、したがってもう少しこの基礎技術の研究については基本的な姿勢を確立して法案を提案してもらいたいというのが実は私の真意なのです。

これは新聞の発表ですからよくわかりませんが、郵政大臣は民間の共同出資で電気通信基礎技術研究所を関西方面につくると、検討中ですか、新聞発表されていますが、仮にこういうふうなものをつくれるとすれば、これは相当膨大な資金が要るのじゃないかと思うのですが、この辺はどうなのですか。

○國務大臣(左藤憲君) 電気通信基礎技術研究所、これは仮称でございますが、これにつきましては関西経済連合会が中心となつてことしの三月に設立準備研究会が設けられまして、研究内容、そ

れから規模、資金計画等具体的な構想策定に向けて今検討が進められております。郵政省といたしましてこうした研究所のプロジェクトは民間におきます電気通信の基礎技術研究促進にとつても重要な問題だ、こう考えておりますので、そうした設立準備研究会ということで御検討いただいていることも、こうした検討の結果も十分考えてこの問題を進めていきたい、こういう現段階でございまして、今これを必ずここにつくるということではなくて、今そうした準備研究会が一方であるというところをここで答え申し上げたいと思いま

す。
○大森昭君 いずれにいたしましても、欧米先進諸国に比べて基礎研究のおくれがもうしばしば指摘されているわけでありまして、そういう意味からいいますと、まあ格好だけという大変おもしろい受けですが、形式的にセンターをつくつてというやうなことは、私はもうまさに日本のあるべき姿としては、逆にこういう中途半端なものをつくるなどあるべきかという本質的なものが見失われるやうなことになるんじゃないかというふう

に考えています。したがって、いろいろ御答弁ありますが、電気通信関係の基礎的研究をより充実させるためにどうあるべきかということと十分ひとつ検討していただいて、提案理由にあるこの内容が名実ともにできるように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○片山基市君 今、大森君から第一陣としての質疑がありましてから、私から引き続き、中心は通産省になりましたが、御質問をさせていただきます。

本法案に基づいて設立される特別認可法人基盤技術研究促進センターは、通産大臣及び郵政大臣の認可を必要とすることになっておりますが、それは当然両省の所管分野にまたがる業務を行うものであるからだろうと思ひます。また、センター運営は、産投出資が二分の一を占める基本財産と産投出資及び産投融資の事業資金によるものであるが、産投の財源そのものは、産投特別会計に政

府が保有することになる電電株式の配当金を繰り入れ、それを充てるといふことであります。しかし、当てにしている産投会計の法改正そのものは大蔵委員会における審議もまだこれからであります。本来ならば、商工、通信両委員会における連合審査に加え、大蔵委員会における法案審議とどう連動させるか、あるいは本法案の将来的意義から考へて、予算委員会規模で関連法案を慎重に審議すべきものだと私は考へます。

今日まで、衆参両院の商工委員会における審議を通じて、また本日の連合審査を通じて同僚からも多くの意見が出されると思ひますけれども、私も今回のいわゆる円滑化法案が泥縄式で便宜的な関係省庁の予算、細張り確保のために提案されたといふ考へられない。しかも大蔵省に至つては、電

電三法成立に至る審議経過から見ても、特に電電株式の処分等について国民的合意を得る慎重な取り組みがなされていなければならぬ。郵政、通産などの要求を口実に、いわば円滑化法案をでっち上げ、最も重要な課題、すなわち電電株式の勝手な処分を正当化するといふたくらみがあったとすれば、断じて納得するわけにいかないものであります。いわゆる円滑化法案が提案されるに至る背景や問題点が今日までに解明されたとはいへない、通産、郵政共々本法案のみに焦点を当てて質疑をしたところで、すべてが解明されること

にならない。本法案をあえて拙速に処理することが、単に情報通信産業のみならず、我が国の産業技術開発政策のあり方についても、その将来に禍根を残すと言わざるを得ない。

私はこの立場から、冒頭まず本法案については慎重の上にも慎重に審議を尽くすべきであることを申し述べ、幾つかの点について関係当局にお聞きをしたい。

具体的に言いますと、技術開発の現状と政策の展開の問題であります。我が国の経済発展は、外国からの技術導入、その改良と生産点の技術の開発に負うところが大きいと言われております。しかし同時に、開発研究段階の技術水準は高いも

の、基礎研究段階については欧米先進国に大きく引き離されているといふことであります。既に欧米諸国でも二十一世紀に向けて国を挙げて技術開発政策の強化を図っているところでありまして、我が国が輸出大国であるといつても、その実態は一刻の猶予も許されない状況にあるのではないかと私は心配します。欧米先進諸国の技術開発政策の現状はどうなのか、日本の国の基礎研究を含めた技術開発の問題は諸外国と比較してどのような状態にあるのか、我が国の現状と政策についてまず御説明を賜りたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) 今、委員御指摘のとおり、我が国が従来の発展の過程において、基礎研究あるいは応用研究、この辺におくれをとつていたことは私も決して率直に認めるところでございまして。現に私も昨年のアンケート調査いたしましたところによりますと、基礎研究において日本が欧米諸国に比べて優位に立っているといふやうな認識を持つております企業は〇・八%でございまして、むしろ劣後と考へておられるのが八六・八%ということとございまして。これをもつて見ても、これから基礎研究あるいは開発までいきます途中の段階の応用研究、ここには大いに力を入れていかなければならない、かように考へておるわけでありまして。

欧米諸国におきましても、今御指摘のように、二十一世紀に向けて、新しい技術革新期に備へるとして、基礎研究、応用研究に大変力を入れておるところでございまして。アメリカにおきましては、例えば八六会計年度におきまして五百九十七億ドル、約十四兆円の技術予算を投入いたして、特に新素材、マイクロエレクトロニクス等に重点を置いてやっております。ヨーロッパにおきましても、ヨーロッパ経済が停滞しているといふやうなことを言われてはおりますけれども、ECレベルでも情報関連技術のためのエスプリ計画、西ドイツにおきましても情報関連技術のために約二十九・六億ドイツマルクの補助金を出すなど大変な力を入れております。イギリスもマイクロエレクトロニ

クス産業の助成策を講じておりますし、フランスもバイオテクノロジーといったようなものについても力を入れているところがございます。

私もとてもいたしませんが、この基礎研究の技術開発に今後大いに力を入れていくべく、一つには政府として果たすべき役割を大いに果たす。さらに、日本の場合は約七割が民間によって研究開発が行われているということにかんがみまして、民間からもこの基礎研究あるいは応用研究の段階にその活力を振り向けていく誘導策を講ずる必要があると考えております。

○片山基市君 日本は技術開発につきましても、御承知のように、製品に使う商用的な開発技術でありまして、それが約七割でありますから、民間がたたくさんやっておりますけれども基礎研究については非常に粗末である。そういう意味で、次の質問をいたしたいと思います。

基礎研究を推進していくには国の果たすべき役割の重要性は言うまでもございませんが、我が国全体の技術開発費に占める政府負担の割合は、欧米諸国の四〇％ないし五〇％に比べ、日本の場合は二五％と低水準であります。しかも、産業技術開発予算の推移が減少傾向にあることは、基礎技術研究の確保が我が国の将来にわたる発展に必要であることと矛盾しています。今日までの政策の不十分さを円滑化法案で到底カバーできるようなものでないことは私に考へます。特に基礎研究の重要性について格段の努力が必要であるとすれば、今お話にありましたように、まず大学、政府の研究機関の充実強化こそが緊急課題である。まず国の政策として、最も大きな資金、技術者を割り当てなきゃならぬと思いますが、それについてのお答えを願います。

○政府委員(等々力達君) ただいま委員の方から御指摘がありましたように、研究費の国による負担、これは大変日本が少ないという現状でございます。それで、通産省といったしましては、国の研究開発費、こういうものを重点的にふやすということを考えておりまして、昭和六十年度におきま

ては前年度比一三％増ということで約千九百億円の予算を計上いたしております。この関係によりまして、国の研究機関の充実強化というようなことも今後とも一層図っていきたいと思っております。

先ほど御指摘のありましたように、民間企業の研究開発活動が従来製造技術、そういうものに重点が置かれていたということは事実でございますが、研究者の数から言いましても日本の三十七万あるいは三十六万人の研究者の約三分の二は民間の人たちが占めておられるわけでございますので、今後日本全体のこの基礎関係の技術のレベルを上げていくためにはぜひ民間においても基礎寄りの仕事を、そういうようなことで本法案を提出いたしまして将来の日本の基礎関係の技術レベルを上げたい、そういう趣旨でございます。

○片山基市君 先ほど申しましたように、技術開発に占める政府負担の割合が外国では大体四〇％、五〇％ですが、日本の国は二五％程度で少ないではないかということについては、大臣、これについて御答弁願えますか。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、八三年度を例にとりますと、日本の研究開発費におきまして政府負担の割合は二四％でございます。アメリカあるいはヨーロッパは大体四〇％台、国によつては五〇％ということになっております。私もとも国として果たすべき役割はこれから大きくは思つてはおりませんが、私もともむしろ今のこの財政の厳しい状況の中では、ひとつ政府と民間の適切な協調関係のもとに基礎研究、応用研究に大いに効率的に、この厳しい予算を使いながら効率的に上げていく、そういう意味で民間の活力も大いに発揮させる、政府の乏しい予算の中にも、これを何とかそれに振り向けてひとつ有効的に、効率的にやつていきたいというのが私もこの考えであります。

○片山基市君 基本的に納得できませんが、それにかかわつていいますとあの審議ができませんの

で納得できないことを言っておきます。

基本的に日本の国の産業の死命を制するような基礎研究、応用研究等については、何をさておいても、借金してでもやるというのが国を守る安全保障だと思ふ。それを言わぬで、効率とか何とか寝言ばかり言っているが、だれでも、小学校の生徒でも言うんです。金があるとかないとかいうのは、金を生み出す力量でありまして、それも一年か二年じゃなく十年も先、ひよつとしたら五十年先であつてもつくるというのが基礎研究であります。そういう根性が通産省にないことだけわかつたから、その次へ移ります。

民間で行われる基礎技術に関する試験研究に必要な施設は、高価な割に使用頻度が低いので、民間が単独で維持することは困難だとの理由で、国有試験研究機関の保有する施設に対する民間のニーズが高まっていることとありますが、法案では廉価で施設利用を認めることとしておりますが、使用対価はどの程度に低く抑へることにしておられるのか、具体的に簡単に御答へ願います。

○政府委員(福川伸次君) 私どもとしては、国が保有しております試験研究施設を研究業務に支障のない範囲で廉価に使用させて認めていこうということでございますが、これまでも一、二例がございますが、その例に大体倣ひまして、今大体考へておりますのは廉価にいたしますのを五割以内程度と考へております。

○片山基市君 民間活力の最大限発揮の必要性は否定しませんが、基礎技術開発の立ちおくれは、我が国の政策が今日まで利潤追求と経営効率を最優先する民間企業をいばもうからない仕事はやらないうことで育成、助長してきた結果ではないかと思ひます。民間活力の発揮を基調とするに於いて、基礎技術の研究開発における官民の役割分担をどのように明確にしておられるのか、また国としてどのような積極的施策をとるのか。

内容として、民間によることが難しい分野、民間のみでは実施が困難な分野とはどういうもの

か。また、官民共同研究について民間の研究者を受け入れる具体的な構想はどのようなものか。産官学連携でどのような研究体制がつくれるのか。具体的に三つ。初めの方の官民の役割分担についての話をまず説明してください。

○政府委員(荒尾保一君) 一番最初の民間活力の発揮の場合の官民の役割分担の問題でございますが、ただいま先生御指摘にもありましたとおり、国として役割分担をすべき技術開発というのは、やはり民間では開発を行うことができないような分野ということであらうかと思ひます。すなわち、その技術開発が非常にリスクが高いとか、あるいは時間が非常にかかるとか、あるいは技術開発の規模が大きくて投資負担額が極めて大きいといったようなケースであらうかと思ひます。こういったケースにつきましても非常に長い将来の我が国の発展ということを考えながら国においてその分野を担担していくということが大事ではないかと思ひます。そのときに私ども、国の基礎研究の分野での負担の重要性ということから、今後ともその増大のために努力を続けてまいりたいと思ひます。

第二番目の官民共同研究の考え方でございますが、これは昭和六十年から私もスタートをしようとしておるわけでございますが、筑波等の研究所の施設が相当整つてまいつておりまして、こういった施設を持つておりますものを利用いたしまして、民間の方々もおいでをいたしまして、まさに国と民間とが共同研究をしよう。従来、ただいま先生からお話ございましたように、どちらかといいますと分担研究にとどまっていた面がかなりあつたかと思ひますが、六十年からはそれを本當の意味で官民の共同研究ができるように一緒に研究をしようという構想でスタートをしようとするものでございます。

それから第三番目の産官学連携の強化の問題でございますが、この産官学連携の強化の重要性はかねがね指摘をされておるわけでございますけれども、またただいま御指摘にもございましたよう

に、實際問題としてなかなかこれが実は上がって
いないというのまた事実であろうかと思いま
す。そういう点から、今申しましたこの官民連
帯共同研究制度、これはこの産官連携の強化の
一つの手段であろうかと思ひますし、また御審議
をお願いいたしておりますこの基礎技術研究促進
センターにおける共同研究等も含めまして、徐々
にはごいいますけれども関係者が協力をしてその
実を上げていくということが今後重要であらうか
と思ひます。そのために私どもとしても努力をい
たしたいと存じます。

以上でございます。

○片山基市君 産官学の問題についてはやはり
あつせん業に終わらないように具体的に進めても
らいたい。私の方は技術者でありませんし、担当
者でありせんからわかりませんけれども、書物
を読んだり研究論文を読んだりしてみますと、産
官学の連携というのは非常に難しい。あつせん業
に終わるといふことになりかねない。これにつ
いて注意をしてもらいたいと思ふのです。

そこで、情報化社会と言われる現状から、「情報
を制する者は世界を制する」とまで言われており
ます。その情報化社会を支える技術の研究開発に
ついては、五十九年版の科学技術白書でも、基礎
研究の割合が数%と極端に低い、今後自主技術の
開発をさらに進めていくためには基礎研究のウ
エートを高める必要があるとされておりますが、
国が主導的役割を果たしていくべき技術開発とい
うのは具体的にどういふものがあるのかについて
説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(荒尾保一君) ただいま片山先生から
御指摘ございましたように、情報産業関連におけ
る基礎研究は非常に低微でございます。科学技
術白書でただいま御指摘ございましたが、全
産業における基礎研究が五・五%であるのに対し
まして、情報産業に非常に関連がございます通信
電子、電気計測器工業の基礎研究費の割合は三・
四%ということ、おっしゃいますとおり低い状
況にあるわけでございます。これにつきましては、

特に今後の非常に長い情報化社会の発展を考へま
すと、国も主導的な役割を果たす必要があるとい
うことは御指摘のとおりであらうかと思ひます。
こういう観点から例を申し上げますと、例えば
通産省におきましては、第五世代のコンピュー
ターの開発でございますとか、あるいは私どもの
ところでやっております次世代産業基盤技術研究
開発制度におきまして、新機能素子の開発等を行
つておるわけでございます。さらに、それより
ももう少し基礎的なところにつきましては、私ど
もの筑波にございいます電子技術総合研究所にお
きまして、かなり原理的なところから研究を行つて
おる次第でございます。

しかしながら、これらにつきましては予算の状
況が必ずしも十分でないのは、今の財政状況のも
ので必ずしも十分でないことは事実でございます
で、今後とも厳しい状況の中でできるだけそう
いった面での努力を進めてまいりたいと考えてお
ります。

○片山基市君 通産省の方の御説明はそうござ
いいます。マン・マシン・インターフェース、端末
基礎技術等を改善するための技術、光通信技術、衛
星通信技術等の通信インフラストラクチャー整備
のための技術開発、システムの安全性、信頼性を
保障するための技術開発、総合的なデータベース
システムを実現するための技術開発、データを保
護するための技術開発などが今言われたものの上
に積み重ねられるものと思ひます。十分にそれが
達成できるようにしてまいりたい。

第五世代のコンピューターの問題について反対
をしたのでありませんで、むしろ私は、通信情報
関係の研究としては具体的にそういう問題が組上
に上つておる、それで基礎研究としてやつてもら
わなきゃならぬと思ひますから、通信委員会
のメンバーの一人からそういう発言があつたこと
を記憶にとどめてもらいたいと思ひます。

センター設置と具体的な基盤技術の向上のこと
についてですが、民間企業が基盤技術分野の開発
に向けてその活力を最大限に発揮し得るよう環境

条件の整備を図ることになっておりますが、抽象
的なものでは果たして基礎研究や応用研究の充実
強化にどのようにつながるのかについて疑問があ
ります。

そこで、センター設立によつて具体的に基盤技
術の向上がどのように図られるのか。まず通産省
からお答え願ひ、後、郵政省から補足してもら
いたいと思ひます。

○政府委員(荒尾保一君) 民間における技術開発
の担当割合、先ほどから七割ぐらいであるとい
うことを御説明申し上げておるわけでございます
が、その中で基礎研究の割合が低い。基礎、応用部
門に民間もやはりだんだんとシフトをしていただ
く必要があるといふことで、そういったシフトが
行われるような環境条件の整備を図らうというこ
とをこのセンターの一つの重要な役割として考
えて御提案申し上げておるわけでございます。その
際に、民間におきまして基礎、応用等を進めてい
くための一つのネックとなつておるポイントとい
うのが三点ほどあるかと思ひます。

一つは、非常に基礎的な研究でございますので、
その研究開発に必要なリスクマネーをどう提供し
ていくかという問題でございます。

それから第二番目は、先ほど来御指摘ござい
ますような産と官と学との連携と申しますか、そ
れをコーディネートするような機能というのが諸
外国の場合にはあるんだけれども日本には欠けてお
るという面でございます。

それから第三番目は、情報データの提供システ
ムがなかなか整つていないという点でございます。

そのほか問題点もございいますけれども、大きく
言つてその三つが、我が国の場合一つのネックに
なつておるんではないかと思はれるわけございま
す。

そのために、第一番目といたしまして、法案の
中でこのセンターの業務といたしております出資
事業または融資事業といふことで、民間におきま
す技術開発の中で基礎的な分野、応用的な分野へ

のリスクマネーの提供をしようというのが第一の
業務でございます。

それから第二番目は、受託によります共同研究
でございますとか、先ほど申し上げました官民連
帯共同研究についてあつせんをするといふような
ことで、官と産と学と、この三者のコーディネ
ートをする機能を充実していこうというのが第二の
点でございます。

それから第三番目は、この中でも考えておりま
すが、特に今必要となつておりますデータベース
の中でファクトデータベースと言われているよう
な、文献情報よりももう少し実際の数値等を提供
し得るようなファクトデータベースの提供機能を
このセンターとして分担をしよう、こういうこ
とを考えておる次第でございます。

○片山基市君 本日この連合審査に、本年四月一
日から民営化されましたNTT及びKDD、NH
Kの関係者に特に御出席を願ひ、今日までの公共
性の高い事業として、それぞれの立場で研究開発
に取り組んでこられて、特に成果を上げられてき
た経緯と今後の課題について建設的な御発言を賜
りたいと思ふので、ぜひ御協力を賜りたいと思
ひます。

まず第一にNTTにお聞きしますが、本法案が
成立し、センターが設立されることによつてどの
ような基盤技術開発にメリットがあり、NTTと
しても歓迎するものか。これが一つです。

二つ目には、センターと民間の共同出資による
電気通信基礎技術研究所を関西で財界がつくろ
うとしておるようでありますが、それは郵政省の肝
いりですが、これは左藤大臣の一番発案だと思
うが、検討されておりますが、それに協力するとす
ればどんな協力をすることができるか。

三つ目に、テレビピア構想等についてNTTは
どのように協力することができるか。

まず冒頭にお聞きします。

○参考人(村上海治君) お答えいたします。
本法案が成立いたしました基礎技術研究促進セ
ンターが設立される場合のNTTのメリットとい

うお尋ねかと思ひます。

私も、研究開発が事業発展の原動力であるというふうな認識を持ちまして、基礎研究あるいは実用化研究に積極的に取り組んでまいりたい、こう考えておりますが、基礎研究の分野というのは大変幅が広いので、私どもの研究所のみではカバーできない分野がたくさんあるかと思つております。そういう意味で、本センターの設立によりまして基礎研究が充実されることを私どもとしては期待いたしておるわけでございます。

それから二番目のお尋ねでございますけれども、二番目は、民間との共同出資によりまして関西方面の研究所設立の考え方があつたわけですが、これについては、NTTの協力のあり方というお尋ねかと思ひますが、確かに研究所設立の構想を御検討中ということで伺つておるわけでございますけれども、現段階ではその中身といひますか構想が明らかでございませんで、そういった点が明らかになつた時点で私どもの協力のあり方につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、三番目のお尋ねは、テレトピア構想の推進に対してNTTがどのような協力を考えておるかというふうな事かと思ひますが、NTTといひましては、利用者の御要望に応じまして、INSを早期に全国的に展開してまいりたいというふうに考えておられて、地方都市の情報通信機能を高めまして、中央なりあるいは地方、緊密な連携を保つていくようにしていきたいというふうに考えておるわけでございまして、そういう意味で郵政省のテレトピア構想というのは、INSの需要を早期に喚起するものではないだらうかというふうな受けとめております。したがひまして、INSを基盤に実現されるものにつきましては、これはコマージュベースというところが前提になりますけれども、私どもとしても積極的にこの構想の実現に御協力申し上げたいというふうに考えております。

○片山基市君 電気通信分野においては、従来から企業性追求のもとに、応用技術主体のメーカー等民間の研究開発が強力に進められてきたことは御承知のとおりです。先端的、基礎的研究開発は電電公社の電気通信研究所に負うところが大きかつたと思ひます。公社、メーカー両者による共同研究開発体制も構築されておりましたが、特に電電公社における超LSI、光ファイバー、新世代コンピュータ等の研究については、世界のトップレベルにあると思ひます。このような研究開発体制はまさに国家的財産だと私は考えます。

新しく経営形態を民営株式会社に変えたNTTとしては、NTTの技術開発体制とその技術公開については、会社法第二条の「責務」の趣旨からいつても、内外から大きな関心を持たれておるところであります。

NTTとしては、電気通信技術の開発について、従来よりさらに充実した取り組みをされるのか。具体的にこの場合、もはや従来と比べ基礎研究は余りやりたくない、開発研究を中心としたい、基礎研究は国にお願ひしたいと思つておるのかどうか、心底をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(村上治君) お答えいたします。

先ほど私申しましたように、研究開発の推進というのは事業発展の基盤であると考えております。新しい電気通信秩序の中で、ほかの事業者との競争状態の中で技術先導性を確保しつつ事業の発展を期するということが非常に大事だと考えております。そして、先導性の高い技術を開発するために、今後ますます、すそ野の広い基礎研究にも重点を置いた研究開発を進める必要があると考えております。

したがひまして、経営形態は変わりましたが、一層基礎研究にも意を用いてまいりたいというふうな考えでおるわけでございまして、先生御指摘のように、会社法第二条にございまして、先生御指摘の「実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及」というのが私どもの責務だと考えておりますので、これまで以上に研究開発に重点を置きまし

て、先端技術あるいは基礎技術分野の研究開発を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○片山基市君 株式会社になつて金もうけだけして配当さえすれば済むと思つていないということ聞いて、まあほつといたしました。

NTTは、国益に沿う立場からも、会社存立のために、今後とも基礎研究に力を入れていきたいということでもございまして、非常に喜ばしいことです。NTTと国との共同研究について今後どのように考えておられるのか。私が申し上げるのは、AT&Tは研究開発費五千七百二十九億円使つておるといふデータがあります。NTTとしても一千二百六十億円使つておるんですが、研究開発に充てる財源を優先的に確保して、これからもふやしていく努力をしていくのかどうか。

ちなみに私の手元にある資料を見ると、アメリカのコンピュータ会社IBM八千二百三十九億円、AT&Tが五千七百二十九億円であります。NTTは二千六百六十億程度、KDDが百億程度、郵政省が四十七億程度でありますから、何といつても日本の国の技術開発をしていくためにはNTTが本気でAT&Tの皆さんやIBMの皆さんと肩を並べてやるとすれば、予算的にも技術的にも研究者もそろえなきゃならぬと思ひますが、それについてお考えを聞きたいんです。

○参考人(村上治君) 私どもの研究開発費は、先生御指摘のように、昭和五十九年度では一千二百六十六億が研究開発費に投じられた費用でございまして。そして先ほど私の申しましたような取り組みをしてまいりますと、これからさらにこういう研究開発費につきましては一層強化をしていかなければいけないというふうに考えておるわけでございまして。

ただ、先生御指摘のように、NTT、これの研究開発費と、それから全体の収入の割合から言いますと、しばらく前は二%台であつたかと思ひますけれども、五十九年度には総収入の二・八%の千二百六十六億ということで、だんだんそういった

比重を高めておるわけでございまして、今後でもできるだけこういったことの強化をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございまして。

それから、確かにAT&Tの場合には五千数百億でしようか、そういった数、私も記憶いたしておりますけれども、ただあの場合には製造部門もございまして、若干私どもの企業と性格が違ふ点だけ申し上げておきたいと思ひます。

○片山基市君 KDDは収入に対して五%程度の研究費を組んで、百億円を超える金を使つておる。電電は今言うように二・八%になつたということでありまして、お金の使い方としてはKDDの方が使ひっぷりがいい、努力しておる、こういうことになりまして。私、お金で比較しておるんじやありません。だから負けないように、小さい会社の方が頑張つておるのに大きい会社の方がおつとしておるということのないようにやつてもらひたい。

我が国電気通信の技術開発を展望したとき、NTTの役割が放棄されれば我が国の基礎的研究の基盤がなくなると断言して私ははばかりません。先ほどの話にもありましたけれども、基礎技術の研究開発などというものは、あつちでこそ、こちらでちよこつと、ちやちや研究体制でわずかな研究費をばらまいてみてもできるものではないし、民間に期待するといつてもしよせんメーカーはメーカーであり、研究システムではあり得ない。皮肉に言へば、ブリキ缶を幾ら集めてみてもミサイルにはならないのであります。この際、センタールは一大研究施設を有する国家的研究機関にまともな上げて、機能できるものにすべきではないかと思ひます。

これについて郵政大臣、通産大臣にお聞きしますが、大体、電電株式の配当金を財源としてだけのもが確保できるのか。先ほど大森委員のことについて大蔵省が答えていたようですが、それはだめです。大蔵省は当てにならない。郵政省と通産省が答えてください。

NTTが激しい競争関係の中にあつて、パナナ

のたき売りのように料金値下げをさせる、郵政大臣もそういうことを言っていますが、経営が苦しくなり減配などがあつたらどうするか。どのようにお金を維持し強化していくのか。そしてさらに、N T Tの研究開発体制に期待するものがあるとするれば、その経済的負担についてはどのように対処するのか。これについて、後の分は郵政大臣が、前の分は通産大臣がお答え願いたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) ただいま御質疑にもございましたが、N T Tの配当をどのくらい見込んでおるかということでもございましたが、先ほど御答弁ございましたように、現在産業投資特別会計に帰属が予定されておるのはその三分の一の二千六百億円でございます。それについて配当率を掛けました額がこの産投会計に入ってくるわけでございます。

私どももいたしましては、この今回御提案申し上げています基盤技術研究促進センターは、これは日本の研究開発費の七割を占める民間の基盤技術研究を促進しよう、こういうところにねらいがあるわけでございます。もちろん国家的な研究機関というのはそれぞれの立場立場においてそれぞれの手算をまた確保してやっているわけでございます。従来政策的にこの基礎研究が比較的小さくれている民間に誘導策を講じたいということが今回のねらいでございます。私どももいたしましては、このセンターがみずから大きな施設を持つ研究機関になるというのではなくて、民間の助成ということに徹すべきではないか、かように考えております。

○片山基市君 政策上の違いですからここで論争しませんが、ブリキ缶を幾ら集めてもミサイルをつくる制度になることはない。もともと金をもつけようと思つてやっている人間が世の中のためにやるか。経済同友会の諸君でも、初めは企業は公器なりと言ひおつたけれども、このごろはそう言わなくなつてしまつた。私が尊敬している人もおられるけれども、修正資本主義だつたんでしようが。

ですから、通産省がそういうようなことだということでもわかれたいんで、大したことない法案をさも立派そうにつくり上げて宣伝しておると私は思います。私は思うんで、あなた思わなくていいですよ、通産大臣。こんなつまらぬ法案で何がよくなるかと思いますが、物は好き好きです。国民は見えておるんですから。

次に、K D Dにお聞きします。K D Dは今日までN T Tとどのような関係で国際電気通信事業を遂行してきたのか、これが一つです。二つ目に、研究費はどの程度充てておられるのか。その次に、K D Dにおける必要な基礎研究というものはどのようなものがあるのか。国際通信のオーソリティーとしてのK D Dに今何が必要なのか。本法案の審議に際して何を最も期待するのかについてとらええお答え願いたいと思います。

○参考人(中込雪男君) お答えさせていただきます。N T Tとの共同研究についてでございますが、私どもも国際通信の施設を導入しますときには、しばしばN T Tで開発されました交換設備あるいは伝送設備などを、N T Tの研究成果でございますが、これを利用していただいております。海底ケーブルに關しましてはN T Tとの間に海底ケーブルに關する技術協定というのを締結させていただいております。技術提供あるいは共同研究あるいは委託研究等ができる体制に現在なっております。これまでこの協定によりまして技術提供をいただいたり、あるいは委託研究をさせていただいたりしておりますが、まだ共同研究に對しましては具体的な事例は今のところございません。今後は両社において必要がありますれば共同研究も行ってまいりたいと私どもも考えておるところでございます。

二番目の研究費でございますが、研究開発費としましては、先ほど御指摘ございましたように、五十九年度の実績見込みとしまして約百億円を使つております。これは営業収益に占める割合としまして約五%になっております。

次に、私どもが行つております基礎研究でございますけれども、私どもの会社では研究開発の項目を基本研究、応用研究、実用化研究、それから技術開発と、この四つに分類しておりますが、この基本研究といふのは基礎研究にほぼ相当するものでございますけれども、項目の中には応用研究に近いものも入っておりますが、そういう意味で基本研究と呼んでおりますが、この基本研究の中で大きな重要な項目としましては、低損失赤外ファイバーの研究及び機械翻訳の研究等を行っております。基本研究の研究費が研究開発費用に占める割合としましては、五十九年度見込みで約一八%になっております。

最後の、私どもも法案に期待するものとしてしましては、私どもの電気通信事業にとりまして今後ますます重要となると考えられる基礎研究の分野の研究がこの法案によりましてますます促進されることを期待しております。

その基礎研究の例といふますが、ものとしてしましては、将来性は高いけれどもリスクが、負担が大きいというような基礎研究、あるいは必要性は高いけれども必ずしも利潤が期待できないような共通技術などの研究を例として挙げることができるといふ思います。

国際通信に特に關係あるものとしてしまして、その一つとして私どもも自動翻訳電話システム、これは国際通信にはこういうものが開発されると便利になると思ひますが、こういうものの研究が考へられると思ひます。このシステムの實現のためには音声認識あるいは言語理解とかあるいは機械翻訳等に關します高度の基礎技術の確立が必要でございまして、この法案が有効に生かされるものと期待しているところでございまして、また、国際電気通信連合におきます電気通信技術の標準化に對しても、我が国全体としてもこれに對して貢獻するための研究が実施されることも期待しているところでございまして。

○片山基市君 先ほど郵政省にお聞きしたN T Tの研究開発体制に期待するものがあるとするれば、なければいいんですよ、その経済的負担についてどのように対処するかということをお伺いできないか。考へてないのか、考へておらんだったら言うて下さい。よう答えなかつたら引き続いてK D Dについて聞きます。

K D Dに求められる研究開発、特に基礎研究に要する研究体制、研究費用等は、今後ともN T T等に依存するのみでなく、相当のものが必要となるのではないかと。そのような視点から、本法案による基盤技術の研究開発体制では全く不十分であるとか言えないのですが、N T T、K D Dについては大体今度の法案について満足されているのかどうか、まずお伺いします。初めに郵政省から、気がついたら言うて下さい。

○國務大臣(左藤憲君) N T Tは我が国を代表します基幹的電気通信事業体ということで、我が国全体の電気通信の發展のために、その技術力というものを發展向上していくことは重要な責務であると、このように理解をいたしております。そうした立場でN T Tが適正な競争のもとで第一種電気通信事業者として良質なサービスを提供する、そういう責務があるわけでありまして、その上で必要な研究開発費をみずからの経営努力の中で生み出していくということが私は最も適當であると、このように考えております。

○参考人(村上治君) N T Tといたしましては、ただいま大臣からお答えいただきましたように、私どもの経営努力の中から必要な研究開発の費用を捻出して今後一層その研究開発を積極的に行つてまいりたいというのが先ほどから申し上げた点でございます。

なお、この法案が成立いたしましたして私どものカバール切れない基礎的な分野で成果が出ることを私どもとしては期待いたしております。

○参考人(中込雪男君) 私どももK D Dといたしましては、経営努力によりまして研究費を使用してまいりたいと思ひますが、絶対的には額は少のうございまして、私どもの研究の課題は国際

通信に特に関係あるテーマについて研究開発を進めておりまして、一般的に電気通信技術に関しましては、NTTさん初めメーカーさんその他で行われている成果も利用していきたいと、そのように考えております。

○片山基市君 それでは、放送関係の技術開発について、特にNHKの高品位テレビ、衛星放送等の技術開発は世界の最高水準にあると言われておりますが、今日までの技術開発に対する評価と今後のあり方、経済的負担等についてNHKの所見をまず聞きたいと思います。

○参考人(矢橋幸一君) お答えいたします。

NHKは、放送法にも規定されておりますけれども、放送及び受信の進歩発達というものに資するために、いわゆるNHKの本来の使命として放送技術にかかわる研究開発を推進しておるわけでございます。その成果はもちろんNHKの放送番組その他放送そのものにも利用されますけれども、一般にも広く公開いたしました我が国の放送の発展向上に大きく寄与してきたと確信しております。また、我々NHKの研究開発につきましましては内外から高い評価を得ているというふうに考えております。

NHKが行っております研究開発は、研究そのものがやはり我々NHKの仕事の性格、番組をつくって放送するという放送の特質から言いますと、放送というシステムが、最終的には受信者の耳で聞く、あるいは目で見て番組を楽しんでいただくという意味から言いますと、視聴覚の研究、それからその他電子デバイス用の材料、そういった基礎分野の研究から、そのほか番組制作あるいは報道取材あるいは電波のサービス、これは電波伝搬も含みますいろいろな研究、あるいは受信に関する研究、そういったいわゆる応用分野まで一貫した形で行われているわけでございます。また放送衛星とかあるいはハイビジョンといったニューメディアの開発につきましましては、大変長い期間にわたって計画的かつ継続的に技術の蓄積を図りながら研究開発を推進しているという状況でございます。

況でございます。

NHKといたしましては、今後とも我々の公共的使命というものの一端として国民の多様な要望にこたえ、また放送事業の一層の発展を促進するために新しい放送技術の開発を先導的に推進してその成果を国民に還元するという考え方で技術開発を行っていきたく思っております。

○片山基市君 重ねてNHKに聞きますが、本法案が成立したときにセンターに対して何を求められますか。特に放送衛星の不安定要因を取り除くために、我が国の研究開発体制というのは、どのようなことをNHKとして望まれますか。

○参考人(矢橋幸一君) 放送衛星のBS2aにつきましては、これは内外の宇宙技術の開発状況あるいは各国の放送衛星計画、そういったものを多角的に検討いたしまして打ち上げられたものだと考えております。BS2aは御承知のように不幸にして二系統の中継器が故障いたしました。現在原因究明が行われておりまして、また今年度打ち上げ予定になっておりますBS2bの中継器に対しましては改善対策というものが行われまして、現在その対策が終わりまして、中継器の総合的な機能確認試験を実施しております。私は十分な信頼性の確保ができるのではないかとこのように聞いております。

BS3の放送中継器につきましては、これはNHKの要望に沿った形で国産化されるというふうに聞いております。放送衛星用中継器の進行波管の基本技術に対するNHKの技術研究所の長年にわたる研究、あるいはメーカーに対しまして技術指導、あるいはこれまでの我が国の宇宙開発計画に携わった国内メーカーの技術力というものの向上によりまして、BS3に関しましては信頼性の高い放送衛星の開発が実施できるのではないかとこのように期待しているものであります。NHKといたしましては、今後ともこの研究とメーカーに対する技術指導というものを強力に推進していきたいというふうに考えております。

○片山基市君 NHKとしてこの法案が通ればセ

ンターにどのようなことを期待するかということ聞いていますから、後で答えてください。

そこで、私はこれまでの質疑を通じて、NTT、KDD、NHK等の技術開発体制の重要性を再認識することができたと思えます。これにこたえ得るのが本法案の趣旨であるべきだと思うのですが、法案そのものについてはそれにこたえ得るようになっておらないことについて非常に残念に思いますが、共管する両大臣はこれを受けとめて今後の施策についてどのように反映されるか、御答弁をそれぞれお願いしたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今NTT、KDD、NHK等についての先生の御質疑をいただいたわけでございますが、我が国におきましては、民間企業が我が国全体の技術開発費の約七割を支出しておるという現状があることから、我が国の技術開発の推進に当たっては民間の活力を最大限に発揮し得るようその環境条件を整備を図ることが必要である、このように考えております。

そして、御指摘のNTT、KDD、NHKの技術開発の重要性については十分に認識をしておるところでございますが、広く民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、我が国みずからの創造性に富む技術力を充実強化していくためには本法案の制定が不可欠である、こういう理解をしておるわけでございます。

一方、民間のみによだねておいたのでは円滑な推進が期待できないものにつきましては、国みずから積極的に技術開発を推進することが不可欠である。こういった観点から、通産省の関係の技術開発予算について申し上げますと、新年度において対前年度比一三%増の千九百三十二億円で重点配分に努めたところでございます。当省といたしましては、こうした認識のもとで官民の適正な役割分担を図りながら技術開発施策を積極的に展開してまいりたい。技術開発、情報化社会こういった当面の一番重要な施策についての展開を図りたい、このように考えておるところでございます。

○國務大臣(左藤恵君) 電気通信技術は、高度情報社会の円滑な実現に向けて、社会経済の発展、それから国民生活の向上を支える重要な役割を果たすものである。資源の乏しい我が国といたしまして、国際社会の中で生き残り、いくために、どうしても不可欠な私は知識集約技術である、このように認識いたしております。

そういう大切な電気通信技術ですが、特にこうしたものは典型的なハイテク技術であるということと、その発展のためには御指摘のNTT、それからKDD、NHKそれぞれが、あるいはまた民間の役割も極めて重要なことであることは申すまでもございせんが、郵政省といたしましては、今回の法案の策定の目的が民間において行われる基盤技術の試験研究を促進するための環境条件を整備を図っていくことであることに、かんがみまして、センターと有機的な連携を図りながらそれぞれNTT、KDD、NHKがそのお持ちになつておられる技術力を我が国全体の電気通信分野の基盤技術の向上のために生かしてもらふことが重要である、このように考えております。

○参考人(矢橋幸一君) NHKといたしましては、今回基盤技術の研究促進センターが設立されました放送分野を含む電気通信分野の大型研究開発プロジェクトあるいは共通基盤技術に対する出資・融資の道が開かれるということによりまして放送技術に関連する分野の研究開発のすそ野が実質的に広がるということになりまして、放送技術の開発はより一層促進されるだろうというふうに思っております。NHKといたしましては、これらの研究開発の成果というものを利用しながら、今後とも放送技術にかかわる技術研究活動をより効果的に推進していきたいというふうに思っております。

○片山基市君 NTT、KDD、NHKともどもに、この法案が通ればそれについての基礎研究についての活用をしていきたいという御意見があったし、協力したいということがありました。それでもなおかつ私は次のような意見を持ちます。

臨調答申以来、どの省庁も民間活力の導入をうたい文句に施策を進めておりますが、本法案によるセンター設立も民間活力を期待するという事になっておりますが、政府の言う民間活力の導入とは、結局のところ、財政難の折から、建前はともかく、民間から金を、知恵を出させるということになる。しかし、そうだとすれば民間は出した分だけもうけさせてもらいまっさという事になる。という事は、基盤技術開発を口実にして利権あさりの手をふやすだけにならないか、それについての御答弁を賜りたい。

○政府委員(福川伸次君) 私どもといたしましては、もとより先ほど民間の基礎研究を行います上での問題点、特にリスクマネーの供給とか、技術情報サービスといったようなところに重点を置いてやっていくわけでございます。もとより、企業は最終的には営利を目的とするわけであります。が、諸外国の例を見ましても基礎的な研究というのは大いに力を入れているわけでございます。私どもといたしましては、このセンターにおきましてこの運用が公平かつ効率的に行われましようという運用を固めてまいり、今お話しするように、いやすくも利権あさりになつたりすることのないように慎重な対応をいたしたいと考えております。

○片山基市君 本法案における民間活力の最大限發揮という大目標については、先ほどの質疑でも明らかとなり、極めて難しいことだと思ひます。官民の共同研究とはいっても実態は官民の分担研究にしかすぎないと言われておりますし、産官学の共同研究は建前だけになるのではないか。国公立の研究機関での協力体制こそ本命であると思ひますが、これは今後どのように進められ、改善されていくのか、具体的ないわゆる構想について、あればお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(荒尾保一君) 先端的なあるいは基礎的分野におきまます基礎的な研究開発を推進していくために工業技術院に蓄積されております基礎的な研究開発ポテンシャルを最大限に活用しよう、

これと、民間企業の人的あるいは資金的ポテンシャルとを有機的に連係した形で共同研究を実施したいというのが今回の考え方でございます。

このように点から今回官民連帯共同研究制度というのを六十年から発足することとしておるわけでございまして、この制度の特色といたしましては、工業技術院傘下の試験研究所へ民間研究者を直接受け入れるということを考えておりまして、その場が国立の研究所であるということでございます。

それから、国有の設備を共同使用いたしますとともに、逆に民間からも研究設備の持ち込みをしていただきたい、こういう形で非常に基礎的なあるいはその効果が波及効果の大きい技術開発につきましましては名実ともに効果的な共同研究が行えるようにしたいというふうにご考慮をいたしていただいております。

○片山基市君 政府が言う本法案の目的、大目標であるところのセンターの事業規模ですが、六十年年度予算でセンターの出資金が百二十億円、センターからの出資・融資四十億円、六十一年度からは、新電機株式の配当金収入を当てにしても年間二百億円から三百億円程度だということでありまして、これで十分であるかどうかということになると、基盤技術研究のためには資金が少な過ぎるという考へに立ちます。その資金の拡充と効果的の使途について将来を展望した施策は必要であるのではないかとと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のとおり、今回はセンターの基本財産は百二十億円、事業資金四十億円で、これは十月の設立を予定をいたしておりますので半年の予算で四十億の事業を行う、こういうことを予定をいたしておるわけでございまして、六十一年度以降も私どもとしてはこれからこういった部門の資金ニーズが高まってくるものと期待をいたしておりますが、今後私どもとしても、この研究開発が非常に重要であるということから、もちろんこれから財政事情という点は十分考慮をいたさねばなりませんけれども、なるべ

くセンターの自主性を尊重いたしながら所要の予算の確保に努力したいと思つております。

○片山基市君 本法案で対象となる両省所管の基盤技術は、情報化社会の進展の中で電気通信と情報処理の融合が一層深まっております。しかし、それだけに今日までの通産、郵政両省間の情報通信産業に対する縄張り争ひは目に余るものと報道も再三であります。センター運営の自主性を確保する具体的な配慮はどうなされていくのか。両省における縦割り行政の弊害をセンター事業に与えないため、人事運営面での配慮として、会長、評議員に基盤技術に熟知した実務家を充てるべきだとの意見もあるが、自主性確保のための方策としてどのように受けとめておるか。

その次、センター業務の一つに、通産省関係のニューメディア・コミュニケーション推進法人、郵政省関係のテレピア推進法人への出資ができることになっておりますが、法案第三条にある、民間において行われる基盤技術に関する試験研究に必要な資金の出資事項との関係はどうなのか。

もう一つ、通産省のニューメディア・コミュニケーション構想と郵政省のテレピア構想がどのような有機的に推進されるのか大きな関心があるところでありまして、例えば両構想のモデル指定地域が三地域で重複しておりますが、こうした地域の推進法人に二重出資をされた場合、公的資金の効率の利用から見て問題はないか。両構想のモデル地域指定に当たつてどのような配慮がなされてきたのか。幾つか言ひましたけれども、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) まず第一点、両省の縄張り争ひは目に余るということで、どのようにセンターへの自主性を配慮するかというお尋ねでございます。私どもとしても、民間の活力を最大限に發揮させるということから、できる限り民間の意見が反映され、センターの自主性が發揮されるということが必要であるというふうに思ひます。法律案の三十三条にもそのようなことが明示されて、自主

性の尊重ということが書かれております。例えば、私どもとしても出資、融資業務の対象案件の選定等については、センターができる限りその自主性が發揮し得るような運用を期すべきものと考えております。

また、人事の点についてのお尋ねでございますが、これはもとよりこの基盤技術を民間の活力を發揮しながらやっていくということでございます。ですので、もちろんこの人事は公平でなおかつ専門的な運用ができる、効率的な運用ができる必要があると思つておるわけであります。特に評議員につきましては、基盤技術に関する学識経験のある者を選定するというところでございまして。会長は、また当然のことながらこのセンターを代表する者でございます。今後、人選は御指摘のとおり公平にやらなければならぬと思ひますが、御指摘のような点は十分踏まえて対応をいたしたいと考えております。

第三点のニューメディア・コミュニケーションあるいはテレピアは三十一号第一号で読めるのかというお尋ねでございますが、このセンターの出融資事業のうちの出資事業については、二条の企業等が行う基盤技術に関する試験研究であつて、技術開発要素に富む基盤的、先導的プロジェクトで、公共性を有し、収益の懐妊期間が長いものというものを対象にしようということで、郵政省あるいは財政当局とも御相談をいたしておるわけでございまして、私どもとしては出資の対象になり得ると思つております。

なお、ニューメディア・コミュニケーションそれからテレピアの有機的な連携が重要であるがというお尋ねにつきましては、担当当局の方からお答えさせていただきます。

○政府委員(木下博生君) 通産省の方でニューメディア・コミュニケーションのモデル地区を昨年度八地域指定いたしておりますし、郵政省の方ではテレピア地域を二十地域指定されたというふうにつけております。アプローチの仕方が少し違つておりまして、通産省のニューメディア・コミュニ

ティーといひますのは、具体的なその地域のいろいろなニーズに応じた情報システムをつくり上げるための構想をいろいろ進めていこうということでございますし、どちらかというと、そういう意味でソフト的なアプローチでございますし、郵政省の方では通信インフラストラクチャーの整備という面をお考えになった、ややハード的、インフラストラクチャー整備的なアプローチの仕方をされておられるというふうに向つております。

ただ、いずれにいたしましても、両者の構想は地域の情報化を進めるといふ目的において一致しておりますので、今後十分郵政省の方とも御相談して、連携をして進めさせていただきたいと考えております。

それで、指定された地域の中で三地域だけダブっている地域がございますけれども、ただ、今申し上げましたように、それぞれの構想の中身が違いますので、内容的にはダブっているわけではございません。したがって、それぞれの地域においてそういう推進法人をつくって事業を進めようということになれば、これはセンターからの出資等によってそれを助成していくということになると思いますが、それによって事業がダブってむだが起こるということはないと我々は考えております。

○片山基市君 時間が来ましたから、今まで話したことをまとめてお聞きをします。両大臣からお答えを願いたいと思う。

まず、基盤技術研究促進センターの出資・融資事業の対象は、既存の技術開発制度と明確に一線を画して、電気通信や情報関係のハイテク振興を主体にしたい。といひますのは、電電の株を当てにしてつくったものでありますから、余り勝手なことをせぬようにしてもらいたい。これはもうこれ以上議論をしたくないんで……。よく御承知のとおり、開銀を中心に通産省は考えてきたのであって、何もよその金を当てにしたものではないんだから、すかつと男らしくお答え願いたい。

二つ目に、電気通信法制の改正に伴い高度情報社会に向けての新規事業の参入機会を円滑に促進するため、中小企業者の技術力向上に資するよう、本法の運用には万全を期してもらいたい。先ほどNHKあるいはKDD、NTTに聞けば、頑張りますよ、協力します、こう言っておるんだから、むしろ関係する周辺の人たちが、民間の人が協力できるような仕度ももらいたい、これが二つ目です。

三つ目に、情報通信機能の過度な中央集中を回避し、国民経済、国民生活の均衡ある発展を図るため、地方の情報通信機能の強化に資するよう、地域の特性に合った基盤技術の試験研究の促進を図ること。というのは、ニューメディア・コミュニケーションの問題、テレトピアの問題等を考えれば、通産省も郵政省も同じように地域振興を図っておるのですから、その開発をするときに、基礎研究をするときにも、でき得れば地域的發展ができるように努力してもらいたい。大きな会社は大きな会社で基礎研究をしてもええいんですが、小さいところの知恵が出るようにしてもらいたい、これを申し上げておきたい。

特許権の問題とか株の配当の問題で少し嫌な質問をしようと思つたんだけど、時間を神様が与えてくれませんでした。時間があと二、三分です。すかつと男らしくお答えください。

○國務大臣(村田敬次郎君) 片山先生の御見識、先ほど承ったところでございます。まさに私は、これからの新しい時代というのは情報化社会、それからまたハイテク時代ということになるんだらうと思つておりました。ちやうど世界的な産業革命が二、三世紀前に起こつたのと同じような大きな第三の波と申しますか、そういうものが訪れようとしておるといふことだと思ひます。したがって、この法律案でそういった新しい事態すべてに対処し得るということではありませんが、私どもは、郵政大臣として私、大いに協力をして合はして、今の時代の要請にこたえるような国家行政としての対応をまいりたい。予算はもちろんだが、初十分でございますが、着実にこれを充実して

まいりまして、ニーズにこたえてまいるようにしたい、このように思つておるのでございまして、それが大筋でありまして、先生が先ほど要望されられたこと、あるいは御注意をされましたこと非常によく私も感得することができたと思ひますので、誠意をもって努力してまいりたいと存じます。

○國務大臣(左藤嘉郎君) 郵政省といひまして、今いろいろ先生御指摘のような諸問題につきまして、今回のこの法案の策定の経緯も十分考えまして、民間活力をどうしたところに活用していくというそういう円滑化法案の仕組みの中で、電気通信関係のプロジェクトへの出融資事業等を通じまして、中小企業対策、あるいはまた今のところにつきまして、また地方のそうした公共団体を初めとしますそういう地域のそうした電気通信分野におきます技術開発という問題につきまして、十分の配慮ができるように努力をしていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

新しい電気通信制度に対応して電気通信への新規参入を促進しているところでもありますので、こうした多様な電気通信サービスというのが提供されるためには、やはり今、中小電気通信事業の育成も重要なことでもございまして、それを支えます技術開発プロジェクトに対してこの基盤技術研究促進センターの仕事を通じまして支援してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○片山基市君 もう一度念を押しておきますが、私が言つた三点については両大臣とも反対ではないと、よく承つたと、よろしくございませうね。——はつとしました。

最後に、今回特許の取り扱いについて、外国政府や地方自治体などの共同研究の場合に限り改善されることになったが、それ以外の官民共同研究、政府の委託研究については国有財産法や財政法で依然として制限されておりますが、これから民間活力の導入というところは、民間の側の自主的貢献度によっては特別に配慮することかどうかどうか。先ほど述べたように、政府の配慮により、官

民共同の研究について、何とか制限を解除し改善してもらいたいと思ひますが、これで最後の質問ですが、御答弁賜りたい。

○政府委員(荒尾保一君) 官民共同研究の場合の特許権の取り扱いにつきましては、ただいま検討いたしておるところでございます。ただ、民間における研究開発促進という意義ができればいいというところで今検討いたしておるところでございます。こういう形によりまして民間の側も特許権の一部を共有することができるといふことで促進されると考えております。

一方、国から委託をいたしました際の特許権の取り扱い、これが実は今まで問題でございまして、国の側が一〇〇%取得をするということになっておるわけでございまして、これは、国から一〇〇%委託なものでございまして、制度的にはそういう形になるわけでございまして、この場合に参加をいたしました民間側の研究意欲の促進という点から、一度国のものになりましたものを国際的なクロスライセンス等の必要性がありますような場合におきましてこれを共有化するよう、その権利の一部を譲渡するということは今関係機関と協議をいたしておるところでございます。早急に詰めてまいりたいと考えております。

○片山基市君 どうもありがとうございました。

○服部信吾君 通産大臣、大分他の委員会お忙しいようですので、四十五分になったら退出して結構です。まず初めに、二十一世紀は高度情報化社会といふことでハイテク、ニューメディア、こういうものがその中心となつていくといふことはこれは明らかだと思つておりました。今回の法案がそういう基礎研究などを円滑にするための法案だと、こういうことでありますので、まず最初に基盤技術研究促進センター等が今回の法案の中に盛り込まれておるわけでありますけれども、当初は郵政省としては電電の株式の現物出資と、こういうようなことで電気通信振興機構の設立、あるい

は通産省側としては日本開発銀行出資あるいは一般会計出資補助金等の産業技術センターの設立と、こういうようなことであつたようでありまして、けれども、六十年代予算の編成査定においてはこれ両方とも認められなかった。それがいろいろな経緯を経て、今回認められてこういう形になったわけでありましてけれども、その経緯について両省からお伺いしたい。

○政府委員(奥山雄材君) まず郵政省の方から経緯を申し上げたいと思います。

昨年の八月の概算要求段階におきまして、既に電電改革三法は国会の御審議に付されておりました。その後御審議の中で、電電の資産の形成過程にかんがみて、電電の民営化に伴う株式の一部をもつて将来の電氣通信の技術開発の振興に資すべきであるという御意見が各方面から出されたところでございまして、そのような御意向を受けまして、私どもは八月の概算要求段階以降、電氣通信振興機構といった特殊法人を設立する構想を持って臨んだところでございまして、これは株式の現物出資をするというところで考えたわけでございまして、売却益なり配当金の収入の相当の額を念頭に置いたところでございまして。

一方、電電の株式の処理をめぐりましては、衆参両院の通信委員会あるいは本会議等におきまして、国会初め各方面からさまざまな御議論がありましたが、最終的に国会の附帯決議あるいは総理発言等を踏まえて、法案が国会において成立いたしました。昨年の十二月二十日の翌日、政府・与党の間で最終的なその決着を図るための会議が持たれたところでございまして。その中で、郵政省が要求しておりました電氣通信振興機構と通産省の方から要求しておられました産業技術センターとの両法人の設立にかえて、今回の法案に盛り込まれておりますような基盤技術研究促進センターというものが生まれることになったのでございまして。その意味からいいますと、当初私どもが考えました構想からいいますと、若干形を変えあるいは性格の変わった面があることは否定できません。

ん。また、予定いたしました予算規模にいたしても、かなり縮小されたことになっていることも事実でございまして。しかし、その意図いたしますところは、電氣通信のこれからの基盤技術を進しさらにそれを推進していくための法人として、私どもの当初予定いたしました電氣通信振興機構と軌を一にするものであるという判断に立ちまして、最終的に私どもは政府・与党の連絡会議の決定を了としたわけでございまして。予算の最終段階におきましてこれが六十年代予算に織り込まれ、また今日御審議いただいております法案並びにその他の関係法案となつて、現在に至つてはわけでございまして。

○政府委員(福川伸次君) 私どももいたしましては、昨年の春から産業構造審議会の総合部会の企画小委員会及び産業技術審議会、今後の技術開発政策のあり方を検討いたしました。で、その研究の御報告のラインに沿ひまして、私どもとしては開発銀行の出資によりまして産業技術センターをつくるという要求を出した次第でございまして。

その後、財政当局といういろいろ折衝を重ねておつた次第でございまして、十二月の予算編成の最終段階にいきまして、財政当局の方から開発銀行の出資は一部にとどめ、あと産業投資特別会計の方からの出資または融資によつてこの事業をする、こういうお考えがあり、それが政府・与党首脳会議に出された次第でございまして。私どももいたしましては、それも一つの政策目的を達する手段であるというところでございまして、それに従つて対処することにした次第でございまして。その際、今郵政省からもお話がございましたように、郵政関係の事業、研究開発についても同様の性格のものについて同じような手法でやるといふことの御提案もあり、政府・与党首脳会議でもそれを了とされたというところでございまして、以後私どもとしては郵政省と緊密な連絡をとりながら予算の最後の固め、あるいは法案の提出に協調をして対応してまいつた次第でございまして。

○服部信吾君 昨年の十二月二十一日の政府・与

党の連絡会議において電氣通信振興機構あるいはこの産業技術センターとが一本化で決着を見た、こういうことに対して、その後新法人については郵政大臣は、機構は見送られたが、名を捨てて実を取つたと評価しておる。村田通産大臣も、当省が主導的役割を果たしつつこの構想が電氣通信分野を包括したより大きな形で実現するのが喜ばしい、このように評価をされているわけですが、でも、まあしかし、運営方法において何かかなり違つていたような点があるわけでありましてけれども、特に郵政省側としては新電電の配当金は電氣通信関連業務の財源として特定すると、お金には色がついていると主張しているようなことも言われている。特にこの新法人はバイオテクノロ

についてやってまいるつもりでございましてので、何とぞよろしく御指導を賜りたいと存じます。

○國務大臣(左藤憲君) 今通産大臣からお答えがございましたように、我々とはかく日本の立場をいたしまして技術立国ということで進めていかなければならぬわけでありまして、そうした意味のハイテク時代に非常に重要な、まあ我々の立場から申せば、電氣通信技術の問題につきまして、基礎技術につきましては通産省とそういったことによつて十分連絡をとつてすきのない形でやつていかなければならないと、そういう大切なセンターであると、このような認識でもって十分これから連絡をとつてやらしていただきたいと、このように念願をいたしておるところでございまして。

ジーには使ふべきじゃないんじゃないかと。また、通産省の見解としては、産業投資特別会計に帰属するこの資金は無色の金とも理解していると、当然この電氣通信以外の産業開発にも使えるはずだと、こういうようなあれがあったようでありましてけれども、こういう点についてどのように決着されたのか、大臣にお伺いしておきます。

○服部信吾君 両省で大変緊密なあれで連絡とつてやつていくと、そういうことでありますけれども、それはそれとして、もう一つ通産大臣にお伺いしたいんですけれども、当初センターの組織について郵政省としては技術開発と電氣通信の担当部局を分けると、この技術開発は通産省からの出向あるいは電氣通信は郵政省からの出向者が担当する、こういうことを主張して、通産省はこの融資事業あるいはこの出資事業、共同研究事業など事業別組織にして、部員は両省から出向する形を求めたと言われている。こういうことではない、これについてはどのようにしたのかお伺いいたします。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今、服部委員からいろいろ経緯についての御指摘あり、また両省の政府委員からも経緯をお答え申し上げたところでございまして、実は左藤郵政大臣ここにおられますが、私とは極めて親しい間柄でありまして、この両省の事業の配分、そういったことについて私どもが論争をしたことは一度もありません。こうして法案の形でまとまりましたら情報化社会という新しい時代に向かつてひとつしかりと助け合つていこうやというところで完全に一致しておりました。私は、これからいわゆる情報化時代、ハイテク時代ということになりますと、現在の縦割り行政の中では郵政省、科学技術庁、通産省というやうなところは一番二十一世紀に向けて協力をし合ひなければならぬ官庁であると思つております。その意味で郵政省の非常に優秀なスタッフ、通産省の持つております優秀なスタッフの間には一分のすきもないようにひとつセンターの運営その他

○政府委員(福川伸次君) 先ほども御質疑がございましたが、私どもとしてはこのセンターの自主性をできる限り尊重していく、また、両省が縄張り争ひにならないようにという御指摘をしばしばいただいておりますのでございまして、私どももいたしましては、この今回のセンターの運用に当たつては大きく縄張り争ひにならないような効率的な運用、自主的な運用ということを考えていくべきであらうと思つておるわけであります。特にこの基盤技術というのは大変す野の広い技術で、電氣通信関係においても各業種横断的に使わ

れますし、また産業の基盤技術においても大変横断的に大きく対象となるところでございまして、そういう意味では特定の分野に偏る、あるいは特定の地域に偏るということのないような効率的な公平な運用ということが非常に必要になってまいりますので、私どもとしては縄張り争いになるようなことにならないような運用、自主的な運用ということに努力をいたしたいというふうに考えております。

内部の組織につきましては、今後法案が通りました時点で、設立委員等が決めました段階でその辺の内部の機構がより具体的になっていくものと考えております。

○服部信吾君 次に、ちょっと郵政省にお伺いしたいんですけれども、この基盤技術研究促進センターの設立によって、当初の電気通信機構において考えられていた電気通信の基礎技術研究等のこの目的が果たして十分達成されるかどうか、こういうことなんですけれども、特に当初の電気通信振興機構というのは、電電の株式の三分の一をこれに充てるとか、大変大きな物すごい契約だったわけですね。それが今回このように小さくコンパクトにされた、こういうふうにもあるわけですけども、やはり当初の目的を達成できるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(奥山雄材君) 確かに当初予定いたしました電気通信振興機構の構想の中ではより大きな額の財源を予定したわけですが、政府全体としての政策決定段階で、先ほど来お話が出ておりますように、今回のような形になったところでございまして、その意味では結果的に金額的にはかなり圧縮されたものになりましたけれども、その過程で現下の財政事情及び先ほど来お話が出ておりますように現在日本の技術開発は七〇％が民間で行われておるといふ現実的な実態を直視いたしまして、民間の活力を最大限に引き出すならば、当初私どもが考えておりましたような非常に大きな額のを国が丸抱えで支弁しなくても本来の目的が達せられるであろうという結論に達し

たわけにございまして、その意味で民間活力の導入を最大限に図りながら、当初の意図どおり私どもはこの電気通信分野における基盤技術の研究開発に努力を怠りたくないというところでございまして、もちろん、あり余るお金ではございせんので、十分に精選をし、かつまた重点的、効率的にこれに投入していくことはこれからの私どもの課題であらうというふうに考えております。

○服部信吾君 言うまでもなく、この電気通信事業、これは技術先端性の非常に強い部分だ。長期的な高度化を促進するに当たっては基礎的、先端的な研究開発が不可欠であると。郵政省ではこの分野における我が国の研究開発体制がまだまだ不十分である、このような考えがあつて今国会に電気通信の高度化基盤整備法案の提出をする予定であつたようでありましてけれども、いろいろと通産省さんとの調整があつて今回見送つた、こういう経緯があるようでありましてけれども、その理由、またそのことによって民間における電気通信の基礎的、先端的な研究開発に問題を生じないのか、この点についてお伺いしたい。

○政府委員(奥山雄材君) 今国会に提出を予定しておりました電気通信の高度化基盤整備法の取り扱ひでございまして、先ほど御指摘がございましたように、最終的に今国会への提出は断念したところでございまして。

それで、その中に盛り込むべき要素として考えておりましたものは、中央並びに地方における電気通信の高度化のための指針を策定し、あるいは電気通信事業法施行後における電気通信の安全体制を確立するための措置等から成り立っていたわけにございまして。

これらにつきまして、政府部内に関係各省庁と精力的な折衝を行ったわけにございましてけれども、単に通産省だけということではございせんので、関係各省庁との間で、今国会におきましては調整がつくに至らなかったというところでございまして、しかしながら、この中に織り込まれております

安全対策といったような問題につきましては、その必要性、重要性についてだれしも否定する者はございせんので、先般内閣官房において総合調整をしたというところで、通産、郵政を初め約十省庁の関係官を求められまして、これから電気通信の高度化あるいはコンピューターにおける安全性といったようなものの対策を政府全体としてどのように取り組んでいくかという協議の場が設けられたところでございまして。

なお、これに伴つてどういう影響が出てくるかということにございまして、既に着手しておりますテレトピア並びに電気通信事業法施行後における競争原理の導入等につきましては、現行の枠内におきまして行政措置として最大限の措置を講じて、遺憾なきを期してまいりたいというふうに考えているところでございまして。

○服部信吾君 郵政省としては、昨年の八月に電気通信政策大綱を決めているわけですね。その中で先端技術の充実強化に燃れている。「電気通信分野における技術開発体制、重点技術開発項目、新技術の導入等の検討を踏まえての技術開発政策の確立」、「ニューメディアの通信方式の標準化の推進」、「各種ニューメディアの導入についての技術開発、その普及促進のための規格の統一、技術基準の確立」、いろいろ述べられておるわけでありまして、このような政策を今まで具体的に実行してきたのか、この点について伺います。

○政府委員(奥山雄材君) 電気通信政策大綱を策定いたしましたのは、六十年度に既に予定されておりました新しい電気通信事業体制を展望いたしまして、それを先取りする形で、五十九年度の段階から準備を始めようというところで、これからの進むべき行政の大枠を設定したわけにございまして。

中身といたしまして三点ございまして、一つは事業法施行後における適正かつ公正な競争の確保ということにございまして。二点目が今委員御指摘の技術開発政策の確立ということにございまして。

第三点が国際関係。その中には国際協力も含みますし、あるいは経済摩擦のような問題も含まれますけれども、国際関係でございまして。

その第二点目の技術開発政策についての取り組みでございまして、私どもは予算の最重要事項といたしまして、ニューメディア技術等の振興開発というものを掲げまして、六十年度予算の中におきまして最大の、私どもとしてはマイナスイーリングの時代ではありましたが、これから技術開発行政を進めるに必要かつ十分なもの、十分と言えらるかどうかはわかりませんが、必要な予算が確保できたと思っております。

それから第二点といたしまして、これまでのように公社、KDDが日本の技術開発政策を一元的に独占していた時代とは変わつてまいりますので、新しい電気通信体制における技術開発政策のあり方というものを、郵政大臣の諮問機関といたしまして技術開発政策懇談会というものを設けまして、大来座長のものと現在取りまとめを行つていただいているところでございまして。中間報告で既にいろいろ出されておりますけれども、そこで提言されておりますようなものを含めて、私どもはこれからの行政に反映させてまいりたいと思ひます。

それから第三点といたしまして、ただいま御審議をいただいております基盤技術研究促進センター、こういった民間の活力を導入しながら電気通信分野における技術開発の促進を図つてまいりたいというような構想で、六十年度におきましては以上三点を具体的な構想として進めているところでございまして。

○服部信吾君 次に、法案の内容についてちょっとお伺いしたいんですけれども、その内容の中で、我が国は欧米諸国に比べ、基礎、応用段階の技術開発の取り組みが必ずしも十分ではなかったのが現状である、このように述べられておりますけれども、我が国の技術水準、特に基礎、応用研究について、欧米諸国に比べてどのような状況になつておるのか、この点についてお伺いしておきます。

○政府委員(福川伸次君) 一般的に申しますと、私どもも日本の基礎研究は欧米諸国に比べて一般的に立ちおいてゐるのではないだろうかという懸念を持つておるわけでありませう。例えば五十八年に実施いたしました調査によりますと、欧米と比べて日本の基礎研究段階の水準が優位に立っているかどうかのアンケート調査によりますと、むしろ優位に立っているというのは極めてわずかでございまして、〇・八%、八六・八%は劣後にあるということをお聞き願ひいたします。

従来日本は、どちらかと言へば外国の技術を導入をして、それを加工をいたしたり工夫を加えましたりして、生産段階の技術、商品化技術に大変力を入れておたわけでありまして、そういう意味で言へば、研究費自身の投入割合も基礎研究への投入は一〇%台ということで低うございまして、そういう意味で基礎研究は欧米諸国に比べてとかなり劣つておると、こういうふうな思ふわけでありませう。特に最近では、欧米では二十世紀を目指しましてハイテク革命と言われるほど大変力を入れておられて、政府もそれぞれ大きな力を加えて支援をしておられてございまして、今一般的に申しますと、今も劣つておりますし、将来も政策的な努力は大変欧米が進んでゐるというのが現状でございませう。

○服部信吾君 今後どのような産業が伸びていくか、そういうようなことを調べるには、特許の出願件数を見ればどのような産業が伸びていくかというバロメーターになると、こういうふうなことになると思ひますけれども、郵政、通産関係の所轄でどのくらいあるのか、また各分野での割合はどのくらいなのか、この点についてわかればお伺ひしておきます。

それから基礎研究費総額のうち、政府負担の割合を見ると、先ほど話がありましたけれども、米国は約七〇%、西ドイツは八〇%、フランスは約九〇%、イギリスは八〇%、これに対して我が国はその半分の五〇%、大変欧米諸国に比べて低くなつておりますけれども、今後我が国が技術立国

として進んでいくには、民間活力を最大限に發揮し得るような環境条件の整備を図るだけではなくて、政府の研究開発費をもっと大幅に拡大していく必要があると思ひますけれども、この点についてお伺ひ願ひいたします。

○政府委員(荒尾保一君) 第一点の特許の中で通産、郵政両省関係、どのくらいの比率であるかというところでございまして、非常にたくさんさんのウエイトを占めておられて、九十数%、九〇%以上ということでございます。

それから第二番目に基礎研究につきましての負担割合。今先生お話しのとおりでございまして、基礎研究の中で政府がどれくらい負担しておるかという比率を見ますと、圧倒的に我が国は小さいわけでございます。諸外国に比べましてその面における立ちおくれがあるということも事実として認めざるを得ないのではないかと申します。もちろん財政状況、非常に厳しいわけでございますので、科学技術研究費といえども、今マイナスイーリングの中で予算が組まれていくわけでございますが、しかしこの重要性にかんがみまして、この拡充強化に努めなければならぬという点は御指摘のとおりでございます。

そういうことから、私も通産省におきましても、昭和六十年の科学技術関係予算、いろいろな工夫をいたしまして、対前年度比一三%増、千九百三十二億円を計上いたしておるわけでございます。今後ともできるだけの努力を続けてまいりたいと思ひます。

○服部信吾君 この法案で、基礎技術とは鉱工業あるいは電気通信業、放送業の技術その他電気通信に係る電波の利用技術のうち、通産省または郵政省の所掌に係るものであつて、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものとしておられるわけでありませうけれども、この基礎技術の対象を郵政、通産両所管技術に限定した、この理由はどういうことですか。

それから、このあれを決めるに当たつて、運輸省とか農水省あるいは建設、厚生、この四省から

いろいろと申し出があつた、まあ抗議文まで出たというようなことまで報道されているわけでありませうけれども、ひとつこの辺の経緯はどのようになつていらつしやいますか。

○政府委員(福川伸次君) まず第一点でございまして、条文にも御引用いただきましたような形で、この基礎技術の定義が政府全体として決まつたわけでございます。

そのように決まりました背景でございまして、先ほど来からも御質疑がございまして、これはむしろ民間における基礎技術に関する基礎研究あるいは応用研究を促進していくということに目的であるわけでございます。現在そういった民間でやっております研究開発の中で、できる限り基礎研究、応用研究にその活力を振り向けていく、そのための誘導措置を講じようということであつたわけでございます。そういう意味では、そういった基礎技術という範囲と、それからもう一つは、この民間が主体となつてゐる技術分野を今回の法律の対象として誘導を図っていくということ、民間が主体となつてゐる技術分野を対象にしようという制約もあわせ考えた次第でございませう。もちろん、基礎的な技術というのは厚生省、農水省等にも所管されるものがあろうかと思ひますが、現在のところ各省庁はそれぞれその研究開発を進めるに当たつては、その省、その業種業態に応じて一番ふさわしい助成手段を講じ、予算措置を講じておられるわけでございます。例えば農業関係で申しますれば、これはむしろ国立の農業試験場が中心になつて進めておられるし、また医療関係でもその多くは、もちろん民間の協力はあると思ひますけれども、国立病院とか衛生研究所とかが推進になつておられる、こういうわけでございます。私も、その将来の問題は別といたしまして、当面、今回のような出資または融資というような形でこの基礎技術の基礎研究を進めていく、民間にそういうようなインセンティブを与えていくという手段をかみ合わせますと、通産省、郵政省ということの所管で、今特

許の御質問ございましたように、もう九十数%カバーできるということでございまして、それぞれ各省庁がふさわしい研究開発の促進体制をつくつていくということから考えますと、郵政、通産両省でやるということが適切ではないか、かように考えたわけでございます。

立法の過程で他省庁からいろいろの意見があつたはずだということをお尋ねでございまして、調整の過程でいろいろ各省庁とも御相談をさせていただいたわけでございます。最終的にはもちろん内閣全体でもいろいろ御議論をいただきました次第であります。もちろん当面はこのような格好でございまして、しかしもちろん各省庁は今後ともそれぞれのお立場で研究開発を進めていくわけでございます。それぞれ将来の問題としていろいろな方法をお考えになつていくであらう、それについてこの法律は、それについては各省庁の今後の検討については何ら制約を加えるものではない、こういうことでございまして、将来の点についてはもちろん各省庁のこれからの御検討の次第でございませうが、最終的には両者が所管するということについて政府全体として意見の一致を見た次第でございませう。

○服部信吾君 この基礎技術の対象を郵政、通産両省に限定したというのは、先ほど話がありましたけれども、電気通信振興機構あるいは通産省の産業技術センター、こういう要求を一本化したもの、私は経緯に大変の理由があると思ひます。法案における第二章の「国有施設の使用」あるいは「(国際共同研究に係る特許発明等の実施)」あるいは「(政府の責務)」については、郵政、通産両省技術に限定する必要は、私はないのではないかと。今の御答弁で今後は他省庁も含める、こういうことでよろしいわけですか。

○政府委員(福川伸次君) 例えは国有財産の例外の規定というものも、従来これは大変政策的に重要度のあるものということでそういう例外を設けてまいつておるわけでありませう。そういう意味でいへば、今回はそういう第二章に規定されてお

ます趣旨も、そういった民間の活力を振り向ける政策手段の一環として位置づけられておられるわけで、両省の範囲に限定をされておられるわけであります。

将来の問題、これはいろいろ各省庁が今はそれぞれの業種態に応じた最もふさわしい助成手段をとっておられますので、将来それぞれの省庁が、あるいはここに書いてあるような手段が好ましいというのを政策的に御判断になり、財政当局等との折衝がありますれば、そういうことが将来においては起り得ると思えますけれども、現段階におきましては両省の關係でこの体系をつくり上げるということが最も適切であるというのが今回の政府の意向であります。

○服部信吾君 次に移りたいと思うんですが、民間のこの技術開発を促進するためにセンターを設立した。そのほかに、国有試験研究施設の廉価使用及び国際研究協力から生じた特許権等の取り扱いについて所要の措置を講じることになっておられるわけでありまして、その概要について御説明していただきたいと思います。

○政府委員(荒尾保一君) 御提案申し上げております法律の中で、二つの特例措置を講じようというところでございます。

第一は、第三条の關係でございしますが、国の試験研究所が持つております研究施設を民間に利用していただきます場合に、その使用の対価を時価よりも低く定めることができるということにしておられる点でございます。民間における基盤技術研究を促進するという点から、かなり最近の技術開発の規模が投資規模等におきましても非常に大きくなっておりますわけですが、研究内容を具体的に進めていくに当たりまして相当大規模な試験研究施設を使用することが必要になる場合があるわけでございます。一方、国の側におきましても、国立研究所等でそれらの施設を持つておられるわけですが、これを使用いたします場合に、その使用の対価が相当高額になるというケースがございます。そういった場合に、財政法の特例によ

りましてその対価を時価よりも安くするというような規定を設けることによりまして、民間の基盤技術研究を促進しようというところでございます。

第二番目の点は、第四条の關係でございしますが、国際共同研究をいたしました際に、その国際共同研究の結果として生じます成果である特許権あるいは実用新案権の取り扱いの問題でございします。国際的にはこういった場合に、相互に研究の相手方であるパートナーに無償または廉価で通常実施権の使用を認め合う、一種のクロスライセンス的な考え方でそういった取り決めを行う例が多いわけですが、我が国の場合におきましては、国が持ちます国有の特許権あるいは実用新案権につきまして、これを無償または廉価にすることができないということになっておられるわけでございます。その結果、国際共同研究が進まないケースが間々あるわけですが、こういった場合に特例を設けまして、相手方とライセンスにクロスライセンスができる、無償または廉価でできるというような規定を置こうというものでございします。これが第四条の關係でございします。

以上、二点でございます。

○服部信吾君 今回のセンターですけれども、大変大きな目標を掲げているわけでありまして、その割にこの事業規模予算が本年あたり非常に少ない。そういうことで、その効果的な使用方法が望まれるわけでありまして、どっちかというところ余り薄く広くはなくて、やっぱりいいプロジェクトを厳選して、そして資金の重点配分が必要じゃないか、このように思っていますけれども、どのような基準で出資・融資を行っていくのか、一件例えば数億円とか、いろいろ何かそういう基準があればお答え願いたいし、また郵政省及び通産省ではこのセンターの出資・融資対象の基盤技術としては今のようなのがあると考えておられるのか、この辺について伺いしておきます。

○政府委員(福川伸次君) まず予算の規模は、一応今センターの設立をことし十月と予定しておりますので、半年の予算で、事業規模は四十億円と

いうことでございます。

大変財政事情が厳しいことはあえて申すものでございせんが、来年度以降につきましては、今後そのセンターの業務の準備状況等にもよるわけですが、私どもとしてはかなり民間のニーズが高いものと考えております。今後センターの中でこの業務の見通しを立てまして、必要な予算は確保できるように努力をしてみたいと考えております。

また、一件当たりどのくらいになるかという点につきましては、これは今後もう少し具体的な案件を煮詰めていかないと平均幾らぐらいになるかということとはなかなか想定いたしかねますけれども、当面、予算が限られているということでございます。もちろん、その予算の配分につきましては、細かくばらまかなくてよいというたゞいま御指摘をいただきました。もちろん、この基盤技術、大変すそ野が広いわけでありまして、もちろんこの出融資を採択するに当たりましては、そのプロジェクトの重要度、熟度に応じまして優先的に配分をして重点的な配分をしてみたいと、かように考えておられるわけでありまして、その辺のプロジェクトの選定は十分このセンターの自主性を発揮すべきものと考えております。

一件幾らになるかというの、特に今のところ基準を設けておりませんが、大ざっぱに言うところ恐らく一千万円の台から一億の台、数億ぐらいの間になるかと思いますが、これはもう少しそのプロジェクトが出てきた段階で、具体的にどの程度が一番適切であるかという点はセンターが順次決めていくことになると思ひます。

○服部信吾君 こういう基盤的な、基礎的なこういうものを研究するには、海の物とも山の物ともわからないと、大変リスクの大きい事業になると思ふんですね、いわゆるベンチャービジネスというんですかね。そういうことを考えまして融資の貸付条件、例えば融資期間十五年を限度に据置期間五年以内は無利子で、開発に成功した場合の返

済は当面七・一%の金利を考えている、こういうことでありますけれども、基礎研究段階から企業化までの期間が長いことを考えますと、据置期間や金利についてももう少し改善をする必要があると思ひけれども、この点についてはどのようにお考えですか。

それから、この研究なりこのあれが失敗した場合、これは無利子になると、こういうことでございますけれども、こういう基礎研究ですから何が失敗か成功かなかなかわからないと思ふんですけれども、その辺の基準ですね、判断があつたら伺ひしたい。

それから、技術研究等においてこのリスクの大ききも勘案して、例えば技術開発の失敗時においての融資額の返済に当たつてどのような配慮を考へておられるのか、この辺について伺ひしておきます。

○政府委員(福川伸次君) 今のところ、この出融資事業のうちの融資事業につきましては、基礎、応用それから開発と三つの研究開発の段階から入つていくようなものを大体考えておられるわけでございます。そういう意味でいいますと、出資という形態をとりますものよりはやはりリスクは少ないようなものと、こういうものを融資という形で採択をしていくと、こういうことでございします。もちろん、民間企業もそれが事業化になっていく場合にはそれなりの収益を生むということでございしますので、民間にもそれなりの負担を求めたいという意味で、融資に關しまして、今お話がございましたように、成功したときには利子をいたたくが失敗したときには無利子にする、こういうことで考えましたのは、応用研究から入るプロジェクトを融資対象にするということから出たわけでございます。したがって、私どもとしては今のところ大体今お尋ねになつたような融資条件で対応できるのではないかと、かように考えております。

また、失敗、成功の判定基準はどういうことに

センターにおいては、試験研究の終了時点において、採択したときに立てました技術開発目標を達成したかどうか、あるいはその時点での経済諸情勢、将来の事業化の見込み等々も考えて総合的に判定をしていくと、こういうことになるわけでございます。しかし、なかなかこれが難しい判定でございますので、センターの中に専門の評価の委員会のようなものを設けまして、公平にこれを判定をしていくと、かように考えておる次第でございます。

一応、失敗したときについては、その元本の返済等について何か便法等を講ずることはないかという点でございますが、私どもとしては、今のところ、先ほど第一点で申し上げましたような段階から取り上げているということでございますので、今決めております方法で対処をいたしたいと、かように考えております。

○服部信吾君 このセンターの財源については、昭和六十年年度は、基本財産として産業投資特別会計から六十億円、日本開発銀行から三十億円、民間から三十億円の合計百二十億円。それから事業資金としては、産業投資特別会計より融資二十億円、出資二十億円の合計四十億円が予定されておりますけれども、大要事業規模としては小さい。六十年年度以降これをどのように拡大していくのか。この辺についてお伺いしておきます。

それから、これらの研究開発をより円滑にさせるために、減税をしておりますね。この試験研究促進のための措置として基盤技術の研究開発資産についての減税を行う、あるいは中小企業等の試験研究に対しての減税を行う。大蔵財政の厳しいときに大変思い切った措置をとっているわけでありますけれども、この目的、理由はどこにあるのか。また、これは三カ年の措置だそうでありますけれども、大体減税額というのはどのくらいなのか。この辺についてお伺いしておきます。

六十一年度どのくらいの子算を要求するかという点はまだ私どもとしても明確になっておりませんが、今後センターが順次設立にいくに当たりまして、民間からも大変関心を深くしておりますこととでありますので、私どもとしても、その民間のニーズにできる限り沿うべく、厳しい財政状態ではあります、できる限りの予算措置を講じてまいりたいと考えております。その点は郵政省とも十分連絡の上対処してまいる所存でございます。

第二点が技術開発関係の税制についてのお尋ねでございます。

従来、技術開発と申しましようか、研究開発につきましての減税措置として増加試験研究費の税額控除制度というのがございました。これは、過去の試験研究費の支出を上回った部分について二〇％の税額控除をするというのが基本の仕組みになっておるわけでありますが、最近、ハイテク関係の研究開発を進める上ではこの研究設備が大変高価なものになっておると、精緻化しておるといふようなことから、この研究設備をなるべく導入させるといふ点にインセンティブをつけることが、ハイテク関係の、特に基礎的な研究を進める一つのインセンティブになろうと、かような考え方から、この基盤技術研究開発促進税制という略称をつけまして、研究設備を取得した場合にその取得した設備の六％の税額控除を行うと、こういう制度を増加試験研究費の税額控除制度に付加して今年度法律改正をお願いして成立いたしました次第であります。

他方、中小企業についてもお触れになられました。従来から、これまでにごさいます増加試験研究費の税額控除制度、これがなかなか中小企業としては使にくい。使いにいと申しますのは、過去の研究費を上回って支出するというのがなかなか難しいことになります。そういうことであり

減税額のお尋ねでありましたが、今申しましたハイテクの関係の研究設備についての税額控除は、初年度百三十億円、平年度で百六十億円、それから中小企業関連につきましては、初年度百億円、平年度百四十億円の減税額ということになっております。

○服部信吾君　また、このセンターですけれども、これは特別認可法人ということになるわけであり、ますけれども、この法人の出資者に配当を支払うことができるということになっておりますけれども、特別認可法人で配当を支払うというのはちよつと珍しいケースじゃないかと思うんですけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

また、この法人がどの程度の財政状態になったら配当を払うのか、この点についてお伺いしたい。

○政府委員(福岡伸次君) センターは、今御指摘のように、損益計算において利益が生じたときにはまず欠損繰越金に充当する、なお残余があるときには、財務の基盤を強化するために、政令で定める額を乗じて得た金額を内部に積み立てておく、それでもなお残余があるときに、この出資額

に応じて配分をする、というように立て方になっておるわけでございます。もちろん出資あるいは融資という事業を行うわけでありますから、配当が生じ得る仕組みに相なっておりますのでこのような規定があるわけではございますけれども、当面、短期的には収益を上げることとはまず大変難しいというふうに思うわけであります。特に、このセクターが収益を上げるということを目的としているわけではなくて、結果的に収益が出たときの対応策がそこに書いているわけでございますけれども、そういうわけで、今申したようなことで、残余などがあるときに出资额に応じて分配するという規定

○服部信吾君 通産大臣戻られましたので、今非常にこのセンターについていろいろ国民の間でも注目されておる、こういうことでありますけれども、その中で特に人事ですね、会長、理事長、監事、こういう任命については大変注目されているところなんですけれども、これを通産大臣が郵政大臣と協議しながら所管すると、こうなっておりますけれども、何となく通産大臣に傾いたものになっている、こういうようにもあれがあるわけでありましてけれども、この点についてどのように考えておられるのか。

また 大臣はこの役員人事について郵政大臣と協議するようになっていきますけれども、例えばこの協議を欠いた場合、また協議不成立の場合はどうなるのか。

それから、この法案では、政府はセクターの事業に関し自主性を尊重することがうたわれている。通産大臣は、セクターの自主性を担保する意味からも、役員人事についてどのような方針で臨まれるのか、この辺についてお伺いしておきます。

○国務大臣(村田敬次郎君) このセクターは、民

間活力を最大限に活用しながら民間の基盤技術に関する試験研究を促進するために設立される法人でございます。国としてはセンターの業務が自主的かつ円滑に実施されるよう十分な配慮を行ってまいり、これが建前でございます。本法律案の立案に当たって、通産省及び郵政省は緊密な連携をとりながら共同で作業を行ってきたおり、人事を初めとしたセンターの運営に当たってもその円滑な運営が確保されるよう十分配慮をする所存でございます。民間の自主運営を基本としつつ、人事面等については郵政大臣と緊密な連絡をとって運営をしてまいりる決意でございます。

○服部信吾君　最後に、先ほど来いろいろ御意見を聞いているわけでありますけれども、このセンターの創設のいきさつを見ますと、いろいろと皆

さん心配する面があるということで、郵政省の電
気通信振興機構、また民間活力を主体とする通産
省の産業技術センター構想等々、ある人から言
うと足して二で割った妥協案だと、こんなふうにも
いろいろ言われているところもあるわけでありま
すから、この両省の共同運営、これが大変重要に
なると思います。そこで、両大臣に御決意をお伺
いいたしまして質問を終わります。

○国務大臣(村田敬次郎君) まあ、いわゆる技術
革新の胎動期ということが現在だろうと思いま
す。したがって、これからの行政を進めていくた
めには、新素材、マイクロエレクトロニクス、電気
通信などの基礎技術分野における技術開発とい
うものが国民経済や国民生活の基盤の強化に大きく
寄与をする、こういった観点からこの関係の行
政を進めていかなければならないと思っております。
この法律案制定までにはいろいろ関係各省御
相談を申し上げながら苦労をし、まとめたわけ
でございますが、基礎、応用研究を中心に官民の力
を糾合していくことがこの行政の推進のため
に必要でありまして、国はその果たすべき役割
に万全を期することはもちろん、民間においても
基礎、応用研究に格段の努力を払っていく必要が
あると認識をしております。こういった意味で、
この法律案を可決していただきますれば、その運
用に当たって、郵政省そしてまた内閣として、全
体の調和のある行政の方向に持つていくべく最善
の努力をしていかなければならない、このように
認識をいたしております。

○国務大臣(左藤憲君) ただいま通産大臣から御
決意の表明がございましたが、郵政大臣といたし
まして、所管大臣といたしまして、今通産大臣
がお述べになったと同じ考え方でこの円滑な運用
に努力をしてまいりたいと、このように考えてお
ります。

○佐藤昭夫君 本法案は、通産省、郵政省共管の
法案として提出されていますけれども、まず通産
大臣に代表して、法案自体の問題について冒頭お
尋ねをしたいと思います。

今回の法案では、言うところの基盤技術研究に
ついて、それを平和目的に限るとする明文文化した
根拠が、そういう定めがありません。そこで、法律
上のどういう定めをするかという問題は次の問題
として聞くとして、そもそもこの基盤技術研究は
平和目的に限るべきだと、こういうふうに見える
のか考えないのか、まずこの点をお尋ねします。
○国務大臣(村田敬次郎君) 平和目的に限ると
思っております。

○佐藤昭夫君 そこで、原子力研究の場合です。
原子力力の研究開発については、原子力基本法で
明確な定めをしております。また、宇宙の開発利用
については宇宙開発事業団法で、こういうふう
にそれぞれ平和目的に限ることを明文文化してい
る、なぜ今回基盤技術研究、これについてはそう
した平和目的に限るということを法律上明記しな
かったのか、その理由は何かですか。

○政府委員(福川伸次君) 私どもといたしまして
は、今回はいわゆる基礎研究、民間のいろいろな
各産業に横断的に使われることとなるような基礎
的な基盤技術につきまして、その基礎研究をや
る、しかも、それも民間の研究を応用するための
環境条件の整備と、こういうことを考えておるわ
けでございます。当然の趣旨として軍事目的は
入らないというふうな考えておる次第でございま
す。

○佐藤昭夫君 当然の趣旨として平和目的に限る
ということとは言ってもなかりうけれども、しか
し今回の法案には、それは今挙げられた理由で明
記をしなかったと、こういうことでありますけれ
ども、しかしそれならば、いわゆるこの基礎研究
といいますが、基礎研究といいますが、この基礎
研究なるものがその後ずつと進んでいく、利用
の段階というか応用の段階へ進んでいく、その局
面でそれが軍事目的に使われないと、こういうこ
とをきつぱりと定める何か法的な歯止めは今日あ
るのでしょうか。

○政府委員(福川伸次君) この法律では、先ほど
も申しましたように民間において行われる基盤技

術に関する試験研究を円滑化する、こういうこと
で民間の基盤技術の向上を図ることの措置を講ず
るといふことが目的になっておるわけでありま
す。

今お話がございいますように、技術というのは確
かにいろいろの広がり、関連があることは事実で
ございいますが、もしそこで開発されました技
術がさらに発展していった、これが果たしてどう
いうふうに使われていくかということになります
と、例えばこれがどのような格好で海外に出てい
くかどうかということになりますと、それぞれ武
器輸出あるいは武器技術輸出につきましては政府
の全体の方針があるわけございまして、それは
またそういう段階に転化していった段階での措置
を講ずるといふことでございまして、ここでは民
間の基盤技術での研究開発を促進するということ
でございまして、先ほど申しましたように趣旨
として平和目的に限られるというふうな考えてお
ります。

○佐藤昭夫君 いろいろおっしゃいましたけれど
も、一つは、この法律自体に基盤技術研究なるも
のを平和目的に限るといふ明確な定めはしてい
ない。この基盤技術研究が今後どんどん進んで
いった、利用の段階、応用の段階、こういう段階へ
来たときには例えばという言い方をされましたけ
れども、この武器技術供与に関する政府方針とい
うものがある。しかし、この政府方針なるもの
が、もう繰り返しませんけれども、予算委員会な
どでもたびたび私の方から言及をしてきたよう
に、非常にもうざるざる法的なラフな、何の縛りにも
ならないようなそういう方針に今日形骸化をして
きている。こういう状況のもとで、少なくとも今
あなたのおっしゃるようなことでは、別途手段に
よって法的歯止めが明確にありまうということに
はなっていないというふうな言わざるを得ないわ
けですね。こうした点で、通産大臣、冒頭に平和目
的に限るべきだという精神を確認はされましたけ
れども、それはそれでよしとしても、本当にその
ことが全うされていくような法的な定めが、どう

見ても極めて危険を感じざるを得ないようは法体
系の姿になつていくことを私はまず指摘を
しておきたいと思うわけであります。

そこで、次の問題に入りますが、昭和四十四年、
我が国における宇宙の開発及び利用については平
和目的に限る、こういう国会決議がなされてきて
いるわけでありまうけれども、これは我が国の宇
宙開発と利用の基本原則を定めたものであって、
政府もこれを守らなくちゃならぬと、言うまでも
ないことかと思いますが、まずこの点について、
これは基本問題ですから、まあ衛星には郵政大臣
の方が関係深いから郵政大臣答えてください。

○国務大臣(左藤憲君) 宇宙の平和利用という問
題につきましては国会で御決議になっておられると
いうことは十分私も承知いたしております。そし
て、この平和利用というものについての解釈と申
しますかというものについては国会におきます解
釈に私は従うべきである、このように考えておる
ところでございいます。

○佐藤昭夫君 科技厅にお尋ねします。——おら
れますね。
これまでの宇宙の開発利用、これは国が一元的
に実行をしてきたところでありまうけれども、今
後民間で開発し打ち上げる、こういう衛星につ
いても、今申し上げるこの四十四年国会決議、
これは適用をされるのでしょうか。

○説明員(三浦信君) お答え申し上げます。
国会決議の有権解釈は国会においてなされるべ
きものと承知しておりますけれども、御指摘の民
間衛星の利用につきましては、これを政府機関が
利用する場合には当該政府機関が国会決議との関
係について責任を持って判断すべきものと考えて
おります。いずれにしても、具体的な事例に即し
て判断されるべきものと考えております。

○佐藤昭夫君 民間事業体が利用する場合はどう
なんでしょうか。
○説明員(三浦信君) 再々申し上げますけれど
も、国会決議の有権解釈は国会がなさるべきもの
と承知しておりますけれども、民間機関が民間独

自で利用される場合については特にそれが及ぶものではないのではないかというふうに考えております。

○佐藤昭夫君　ところで、郵政省はさきに全国で二十の地域についてテレトピアモデル地域というものを指定いたしました。これには税制上の優遇措置が適用され、今回の法案でセンターを通して融資も行っていく、こういうことになるわけであり、これは通産省が指定をするニューメディアコミュニティについても同様であります。こうした点でテレトピアとかニューメディアコミュニティの具体的な計画については税制上の優遇もする、出資もする、こういうことでありますから、国の金がそういうふうにして流れていくわけであり、事業主体任せではなく、国としてよく指導監督をして公正、民主的な運営推進が図られるように見ていくことが言うまでもなく必要かと思ひますけれども、この点、郵政大臣確認するまでもありません。

○政府委員(奥山雄材君)　去る三月五日にモデル都市として指定いたしましたテレトピア二十地域につきましては、ただいま御指摘ございましたように、税制上の優遇措置あるいは財政投給によるテレトピア推進法人に対する基盤技術研究促進センターからの出資といったような支援措置がございます。したがって、これらの措置につきましては、国が財政あるいはセンターからの出資につきましてそれぞれ他の機関に対して行うべきと同様の関与並びに審査を当然行うつもりでございます。

○佐藤昭夫君　そこで、大事な問題でありますので両大臣にお尋ねをします。

もしもこのテレトピアないしはニューメディアコミュニティ計画の中に軍事的に利用されるような内容を含んでいるようなときはモデル地域指定は行わないというのが国の態度だ、方針だというふうな確認をしてよろしいでしょうね。通産大臣と郵政大臣、御両名。

○國務大臣(村田敬次郎君)　ニューメディアコ

ミュニティー構想というのは、我が国における高度情報化社会の円滑な実現を図るために地域コミュニティの産業、社会、生活の各分野におけるニーズに即応した各種情報システムの開発普及を行うことを目的とした、そういった新しい制度でございます。

具体的には、佐藤委員御指摘のように、モデル地域の指定を行い、各地域で構築を計画している情報システムについてのニーズの調査、概念検討を行うとともに、その後の情報システムの構築について各種の支援を行うことにしておるのでございます。ニューメディアコミュニティ構想は地域コミュニティのニーズに即した情報システムの開発普及を目的としているということから、御指摘のような軍事的に使用される事業について地域から計画が提出されるような事態は全く考えられない、このように認識をしております。

○國務大臣(左藤憲君)　テレトピア構想におきましては、軍事目的のためのシステム構築というのは想定をいたしておりません。したがって、そうした軍事目的のためのシステムというのが、もし基本計画に含まれておるとすればそうしたものは指定はいたしません。そうした態度で郵政省は進めておるわけでございます。

○佐藤昭夫君　そこで、横浜市のテレトピア計画の問題であります。

その事業の第一に、多目的国際情報ネットワークシステム、こういうものを構築するのだということになっておりまして、それが全事業計画の四〇％を占めるというのでありますが、一つはそのシステムの内容、概要、これをよくポイント部分を御説明いただきたいこと、その多目的国際情報システムの運営主体、それから通信事業者、これはどうなるのか、郵政省御説明ください。

○政府委員(奥山雄材君)　横浜市から提出されたテレトピア計画の中に多目的国際情報というものを目的としたネットワークシステムがござい、その概要でございますが、これは対象地域

の企業と東京の都心部、それから対象地域の企業とあるいは国際通信の地上局、それからまた、対象地域の企業相互間といったようなものの専用の回線で結ぶことによつて形成される情報通信システムを想定しております。つまり、国内の企業相互間あるいは国内並びに国際との回線設定といったようなものが内容でございます。その事業主体につきましては、まだ現在計画の段階でございまして実現するに至っておりません。あるいはまた、そこにおける事業主体についても同様でございます。

○佐藤昭夫君　そこで、事業主体が決まっていないうことですが、それは民間が中心になるということ、これはもうこのテレトピアなりニューメディアコミュニティ構想の民間活力導入という根本趣旨に照らして言うまでもないことなすね。

そこで、横浜市のテレトピア構想地域、私も資料をいただいて、(資料を示す)こういう地図、グリーンで囲んでいるこの地域かと思ひますけれども、この中に米軍の施設が含まれておることは、郵政省は審査なさったから御存じでしょうね。

○政府委員(奥山雄材君)　私も審査の対象にいたしておりますのは、当該テレトピア構想のシステムが考えておられますその業務内容についてございまして、たとえその中に米軍の施設がありましようとも、それが当該システム構築の対象になつていない限り、私どもの審査の対象としては考えておりません。

○佐藤昭夫君　とにかくこの地域の中に米軍施設があるということは、これはもう今の答弁でも否定のできないことですね。

ところで、アメリカの空軍通信電子協会、この出しております機関誌「シグナル」という雑誌の一九八四年の二月号で、アメリカの空軍大佐ウエザビー氏という人が、日本にある指揮管制通信システムについての論文を書いておられます。この人は、在日米軍司令部指揮管制通信システム担当参謀長補佐官ということで、しばしばこの種軍事問

題の議論のときに登場して来る著名な人物でありますけれども、この論文の中で、全世界軍事指揮管制システム、いわゆるWMCCS、これについて述べた項目の中で、論文の実物ページでいきますと四十三ページの一段目の二十行目から二段目の一行目にかけて次のように書いてあるわけでありす。

日本の防衛が重要性が増すにつれて日本における全世界軍事指揮管制システム、いわゆるさっきのWMCCSの指揮管制に関する自動データの処理支援能力に大きく注目が寄せられるようになってきた。その結果、上記のほかの在日米軍機関のそれぞれの計画立案努力を促進している。多くの実施計画が進行中である。すなわち、軍事海軍団、ミリタリー・シーリフト・コマンドのための端末拠点が横浜に計画されており、軍事交通管理軍団、ミリタリー・トラフィック・マネジメント・コマンドは、横浜と沖縄の那覇に端末拠点を求めており、以下云々というふうにここに出てくるわけす。

外務省おいでを願つておりますがこれを調べておいていただきたいと、この論文をお願いしておきましたけれども、事実すね。

○説明員(沼田貞昭君)　ただいま先生から御指摘のございました雑誌の中に今御指摘のような記述があることは事実でございます。

○佐藤昭夫君　そこで、現在米軍は横浜の埠頭、ノースドックに、DCAすなわちアメリカの防衛通信庁、この回線と無人サイトを置いておりますが、これに加えて、今私が指摘をいたしましたこのウエザビー論文に示されるような米軍の端末拠点整備計画を進めていく、こういうわけでありす。

そこで、審査をされた郵政省にもう一遍聞きます。このウエザビー論文で示しておるようなこういう計画、これと横浜市テレトピアの多目的国際情報ネットワークはどういう関係にあるということでしょうか。

○政府委員(奥山雄材君)　横浜のテレトピア構想

は、横浜市を将来国際的な情報通信の発信拠点にしたい、という構想でございまして、先ほども申し上げました多目的国際情報ネットワークシステムの中で考えられておりますのは、みなとみらい21地区の各企業相互間あるいは東京都心あるいは海外の企業等といったようなものの専用回線によって結んで、テレビ会議とかあるいはデータ伝送を行うといったようなビジネス情報を主体とした送受信のやりとりでございまして、御指摘になりましたようなものとは関係のない構想であるというふうに承知をしております。

○佐藤昭夫君 もう少し具体的にお聞きします。このテレピア計画といいますが、横浜の場合のみならずみらい21計画、この中にノースピアに直接衛星を利用する米軍またはKDDの地球局を置く、こういう計画はあるのかないのか。あるいは港湾情報センターがノースピアの米軍ターミナルサイトに接続し、情報サービスを行うという計画があるのかないのか。わからなければわからないでいいですけれども、どうですか。

○政府委員(奥山雄材君) ただいま私具体的な詳細な内容は持っておりませんが、いずれにいたしましても、衛星を使う構想はあったと思いますけれども、それは現在一般的に通信衛星が使われているような利用形態であったというふうに記憶をしております。

○佐藤昭夫君 ちょっと今、はしなくも衛星を使うような計画はあったかのように思うというふうにおっしゃいましたが、実は私は軍事目的に使われていくんではないかという危惧が消えないのは、昨年の十二月の十四日、横浜市の市民団体連絡会、ここに對しまして、横浜市当局のみならずみらい21計画、すなわちテレピア計画主幹廣瀬良一さんという方から、「衛星の軍事利用は考えられないが、そこまでは横浜市としてはチェックができない」、こういう答弁をしておられるからであります。

とにかく幾つかの事例を挙げました。総合をしてお考えみた場合に、このテレピア計画の中に

は米軍施設のノースピアの陸揚げ機能、これを強化するという目的も含んだ港湾の再開発計画という側面があるんじゃないか、またテレピア計画自体がウェザビー氏が言うようなノースピアの全世界軍事指揮管制システム、WWCCSのこの増強計画、これに組み込まれていく危険性を含んでいいんじゃないか、こういう心配が大いにあるからであります。

そこで、ひとつ両大臣にお願いをするということとでこちらにお答えいただいてもいいんですけれども、よく実情をお調べを願いたい、幾つか私具体的な事例を引いたしまして、よく実情を調べていただいて、それに基づいての監督官庁としての必要な判断をひとつ示していただきたいというふうに思いますが、余りもう時間ありませんので、基本的態度ですから、大臣、お答えいただけますか。

○國務大臣(左藤憲君) テレピアの実際の仕事を進めていきます段階におきまして、そうした点につきまして、十分軍事目的というふうなものに利用されることのないようについて配慮をしておかなければならない、このように考えております。

○佐藤昭夫君 そこで、そういうよく実情を調べて念入りに注意をしていくというそういう基本態度で、もしも軍事利用が含まれるような内容が部分的にある、こういうことが明確になったようなときには、そういう計画はこれはきっぱりやめる、そうしてモデルテレピアあるいはニューメディアコミュニティとしての指定は取り消す、再検討する、こういうことで対処をされてしかるべきではないかというふうに思いますが、今度は通産大臣にお聞きしましょう。

○國務大臣(村田敬次郎君) そういう事態はないと思ひますが、万一同様いうことが起こった場合は、御指摘のような方向で検討いたします。

○佐藤昭夫君 最後にもう一点お尋ねをしておきます。私きのう郵政省の担当者の方に来ていただきました

して、基本計画なるもの、本当は相当分厚い、これくらいの分厚さのこれに資料がついていっているんです。それをひとつ見せていただきたいということとで繰り返したんですけども、それは見せられませんが、そういうことですね。一方、提出をした横浜市の方にそれとつはしと言つてもそれをもらえない、これだけの薄さのものしかもらえない。こういうことで、しかも聞くところによりますと、市議会議員にも詳細報告というのが拒否をされる。こういう姿でどんどん進んでいくという、それに私は何か秘密にしようとするような内容、危険をしようとするような軍事的な内容、これがあるんじゃないかという疑惑がその面からますます強い。その点はよく調べていただくというところになったわけですが、とにかくこの種二十世紀に向けての肝心の事業としてのテレピアとかニューメディアコミュニティの構想とか、こういうものを進めていくというのでありますから、本当にこれがよく国民に理解をされ、国民の支持のもとに民主的に、よくいわれる住民参加という言葉がありますけれども、いわんや地方議会の、該当するその議会の意見はよく組み入れて誤りなきものをつくり上げていくというところでなくちやならぬと思うんです。こういう点でひとつ事の進め方についても、よく両大臣、意を配っていただまして、これが公正、民主的に推進をされていくようにひとつ御指導のほどをお願いをしたいというふうに思いますが、どうでしょう。どちらでも結構でございます。

○國務大臣(左藤憲君) テレピア構想の問題についてお答えを申し上げます。各地域がやっぱり特殊性といふ分、それぞれの特創意工夫といふものを十分發揮して、その地域の主体性といふものを、自律性といふものを生かしてやったりやっていたらなければ本當の生きたモデル都市にはならないんじゃないか、このように思います。そういう意味におきまして、導いたしますニューメディアシステムの内容というものにつきましてそれぞれの地域の住民の皆さんに

十分御理解を得た、またその地域の住民の御意思を反映したものにして初めてその成果が上がるもの、このように考えておりますので、そういう点について十分配慮をしてやっていただきたいし、また我々の方もそれを期待していい、こういう形で進めさせていただきますと思います。

○佐藤昭夫君 時間ですから終わります。○中村鋭一君 民社党は本法律案に賛成の立場でございまして、その立場から重複はすると思ひますが、電電の株式会社化に伴いまして株式の売却益、また配当の使用目的としては、その見返りとなります資産形成過程の特殊性にかんがみても、これは電電三法を審議をいたしておりますときから大いに問題となりました。特にこの資産形成の経緯にかんがみという点につきまして論議が分かれたところでございますけれども、電気通信事業の研究、開発、振興にかんがみ、このように考えられても最も重点を置くべきである、このように考えるんですが、まず郵政大臣からその点につきましてのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(左藤憲君) NTTの資産は先生御指摘のように国民利用者の電話の設備等の負担によって形成されたもの、このように考えます。こうした経緯にかんがみまして、郵政省といたしましてもNTTの株式売却の一部を御指摘のような電気通信技術のそうした研究、開発、利用というふうなものに活用したい、こういうことを願つたわけでありまして、先ほど来御説明申し上げたような経緯がございまして、今回の基盤技術研究センターを通じて電気通信の関係の振興を図っていくということは資産形成の特殊性から見て極めて重要なことであらう、このように認識するところでございまして。

○中村鋭一君 通産大臣いかがでございますか。○政府委員(福川伸次君) 私どももいたしましては、従来私ども産業技術センターということでこういった基盤技術、特に産業の横断的に使われる影響度と波及性の高い基盤技術を民間の活力を進

めてやつていこう、こういうことでございます。私どもとしては、予算編成の過程がございまして、今回その趣旨を法案に生かしておるわけであります。が、鉱工業、電気通信業の技術のうち両省に係るもの、それから国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの、こういうものを今回取り上げておるわけでございます。

(委員長退席、商工委員会理事齋藤三郎君着席)

もちろんこのNTTの資産の形成の過程というのは私どもとしても十分承知をいたしておるわけであります。が、いろいろな予算編成等の過程を経まして、今回このような法案を出しをしたわけでありまして。

基盤技術、これはもう国民全体、今後の二十一世紀にかけての非常に重要なものでございまして、私どもとしては、この基盤技術の形成を、特に特定の分野に限るということではなくて、この法律にありまして定議に即しまして、それぞれ重要度あるいはプロジェクトの成熟度に応じて、公平かつ効率的な運用をいたしていくべきものであろうというふうに思います。もちろん来六十一年度以降入ってまいります新電の配当収入、これも財源の一部として予定されておりますけれども、これは電信電話の利用者たる国民などの関係者の努力によって生まれたものである、国民共有の財産というわけで、もちろん大切に使用していかねばならないものであると思つてはいます。

○中村鋭一君 重ねてお伺いいたしますが、これは郵政、通産両省がお考えになりましたところの新法人は、郵政の電気通信振興機構とそれからいわゆる産業技術センターの両構想をまとめておつくりになったものでございまして、今お尋ねしたいいわゆる電気通信事業の研究開発振興の趣旨が今回の新法人でどのように生かされているか、その点について郵政、通産両省に重ねてお伺いをいたします。

○政府委員(奥山雄材君) 御指摘のとおり、予算

の概算要求段階では電気通信振興機構といったような特殊法人の要求をしたわけでございまして、その中で国でなければやれない技術開発的を絞って要求をしていただくところでございます。しかしながら、昨今の技術開発の状況をつらつら見ましたところ、技術開発関係の七〇％は民間がやっているといたつたような実情があるということ、並びに現下の国家財政の事情等にかんがみまして、電気通信振興機構にかえて今回御提案申し上げておりますような基盤技術研究促進センターという、民間活力を最大限に尊重して、その民間活力の導入を生かしながら電気通信技術開発を進めていくというの、現在時点ではとり得る一番いい案ではないかというふうに考えたわけでございします。その意味におきましては当初の構想と若干変わった面はございしますが、これからの二十一世紀に向けての高度情報社会における電気通信技術開発を促進する上においては、振興機構の場合と同様に今回のセンターがその役目を果たしてくれるものというふうに期待をしております。

○政府委員(福川伸次君) 今もお話がございしますように、郵政省は電気通信振興機構、私どもは産業技術センターの設立の要求をいたしまして、昨年の十二月の二十一日に政府・与党の連絡会議の場において一本化が図られたわけでございします。私どもといたしましては、先ほど申しましたように、その後郵政省と緊密な連絡のもとに最終的な予算の取りまとめをし、また今回提出いたしました法案の準備をいたしたわけでございします。その法案の共同の作業の結果が今御提案申し上げておるようなことで、両省の技術についてのいわゆる国民基盤技術、これを出資または融資等の形で助成をしていこう、こういうことに相なった次第でございします。

私どもといたしましては、これからセンターの自主性を尊重しながら運営がなされてまいります。が、それぞれ出てまいりますプロジェクトに際しまして、そのプロジェクトの重要性和成熟度等に

応じましてセンターが順次これを取り上げていくというわけでございまして、特に特定の分野に偏るといふことではなくて、プロジェクトの成熟度と重要度でセンターが考えていくということになるわけであります。このセンター自身の運用につきましましては、もちろん郵政省と十分連絡をとりながらやつてまいらるわけでございします。その後電気通信業のものにつきましても、この法律の範囲に入りましますものについては、これは当然センターとしても対象と考えるわけであらうと思ひますが、いずれにいたしましても具体的な運用は郵政省と十分連絡、協調を図りながら取り進めるわけでありまして、円滑に運用が行われるようになるものと十分留意してまいります。

○中村鋭一君 盛んに郵政省と緊密な連絡をとりつつということを繰り返しておられますが、これ勘ぐりかともわかりませんが、余り郵政省と仲よくとか、余り緊密な連絡をとりつつとおっしゃいますと、その真意は実は余り緊密な連絡をとりたくないというふうに勘ぐつて考える人もあるかもしれませんので、その辺はもう文字どおり建前も本音もその点に留意してお運びをお願い申し上げます。

大蔵省にお尋ねいたしますが、この新電の株式のうちの一〇％は郵政省と郵政銀行とが、この売却不能部分は産業投資特別会計に帰属するわけでございしますが、毎年のその中で利用可能な資金でございまして、これはこれまでもお尋ね何回もあつたと思ひますが、念のためにどれぐらいなのか、毎年についてお示しをお願い申し上げます。

○説明員(寺村信行君) 電電株式会社の株式配当金収入の毎年の見込みというお尋ねだと存じますが、新会社の今後の経営状況いかによつて左右されてまいりますので、何とも現段階で申し上げることはできないわけでございしますが、産業投資特別会計に帰属いたします資本金の額が二千六百億円でございますから、仮に一割配当、一〇％配当でございますと二百六十億円の配当収入が見込

まれますし、五％の場合でございますと百三十億円の配当収入が見込まれる、こういうことになつてまいります。

○中村鋭一君 そうしますと、仮にその一〇％あるいは仮に五％ということ、今のところ大蔵省は仮定の問題であるから具体的な金額は答えようがない、こういうわけでございしますか。

○説明員(寺村信行君) そのとおりでございます。

○中村鋭一君 といいますと、せっかくこうやって法律案を審議しておりますが、その根本になる金が幾ら利用可能かわからないというのはちよつと不安を感じがいたしますがね。その点につきましまして通産省はどういうふうに考えていらっしゃるか、ちよつとお聞かせ願ひしますか。

○政府委員(福川伸次君) 配当収入がどのくらいあるかという点は、ただいま大蔵省からお答えがあつたとおりでございます。

(委員長代理齋藤三郎君退席、委員長着席)

私どもといたしましては、もちろん産業投資特別会計の歳入のあり方という点については大きな関心を持つておるわけでございしますが、これは最終的にはもちろん大蔵省で御判断になられる問題でございします。新電の配当というの他の財源とともにこの産業投資特別会計の重要な部分を占めるわけでございします。私どもとしてもそれなりの配当があるというのを期待をいたしておるわけであります。今後は六十一年度の予算編成の過程でそれがどのように相なっていくかが明らかになつていくと思ひますし、私どもとしてはその産業投資特別会計の枠内で今後の技術開発に必要な予算という点については大変厳しいものがあるうかとは思ひますが、大変ニーズの高い、重要度の高い事業でございします。その点について財政当局と十分御相談をして所要の資金の確保に努力をいたしたいと考えております。

○中村鋭一君 大変ニーズの高いとおっしゃいましたが、私はこの配当益金の使い方は、繰り返し

ますが、N T Tの新社のこれまでの資産形成の経緯にかなり、また、電電三法の審議の経過においてこの参議院の通信委員会と議論となりまして点からいたしても、これすべて電気通信事業の振興に使われるべきである、このように考えておりますが、まず大蔵省、その点についてどのようにお考えか、お教え願います。

○説明員(寺村信行君) 六十年代予算の編成過程におきまして政府と与党の間で調整を図りました経緯が、政府保有が義務づけられております電電の株式につきましては産業投資特別会計に帰属させ、その配当金収入を技術開発等に活用する、こういうことで調整がついたわけでございまして、こういった編成過程の経緯にかなりございまして、今後産業投資特別会計に帰属します電電の株式の配当金は、この会計におきまして電気通信を含む技術開発等に活用するというのが基本である、このように考えております。

○中村鋭一君 技術開発が電気通信技術か、電気をつけるかつかないか、郵政省としてはその点について、私はすべて電気通信技術に使うべきだ、こう考えて質問をしているつもりでございまして、郵政省のお考えはどうですか。

○政府委員(奥山雄材君) ただいま大蔵省の方から御答弁がございまして、電電改革三法が成立いたしました後、政府・与党の間で申し合わせがなされました。先ほどの御答弁のような結論になったわけでございまして、したがって、予算の編成並びに現在御審議中の法案におきましては、そのような政府全体としての意思決定がなされたという客観的な事実を考慮する必要があるかと存じます。その中でも、本法案が郵政省並びに通産省の関係の技術開発に限定されているというところはやはりその一つの、先生が御指摘になりました電気通信というものの占めている位置というものが大きくクローズアップされているものだといふふうにとっております。また、基盤技術研究促進センターを通じて電気通信関係の振興というものが大きなウエートを持って進めら

れていくであろうということを私どもとしては期待しているところでございます。

○中村鋭一君 通産省はその点について。

○政府委員(福川伸次君) 私どももいたしましては、関係大臣等がお集まりになられまして決まった法律が、産業投資特別会計に帰属させましたその配当金収入を技術開発等に活用する、ただし六十年代以降にその配当金となるので、六十年代は同特別会計の固有の財源から支出する、こういうことになっておりまして、そして要求の出る、つまり産業技術センター、それから電気通信振興機構に上げて新しいものをつくる、これが今回御提案申し上げているわけでありますが、民間活力を最大限に活用した技術開発等を促進する、こういうことに相なったわけであります。そしてその法人につきましては、通商産業省の所管の一人を廃止することによって新しい法人をつくるわけでありますが、新しい法人は法律に基づく特別認可法人ということにいたしました。それぞれ業務についてはそれぞれの所管が行い、細部については政府部内で調整しよう、こういうのが政府の結果であったわけでございまして、私どもとしては、この産業投資特別会計に保有された配当金収入は技術開発等に活用するというふう

に考えております。

○中村鋭一君 今の答弁は私には少しわかりにくい答弁であったように思います。私がお尋ねしているのは、この金の使い道を電気通信技術に使うのは、この金の使い道を電気通信技術に使うのもっとも重点を置いて、いやむしろすべてそれに使ったかどうかというのが私の意見で、私の意見をあなたがどのように考えていらっしゃるかを評価してもらいたい、こういう意味でございまして、それはどうなんですか、もう一遍御答弁願いますか。

○政府委員(福川伸次君) 私どももいたしましては、基盤技術の研究開発の促進の必要性にかなりみまして電気通信事業だけの技術のみに限定をするというふうにご考えて今回提案しているわけでございまして、基盤技術についてはこれを特定

の分野に偏ることなく、それぞれのプロジェクトの熟度、重要度に応じて広く活用すべきものであると考えております。

○中村鋭一君 非常に明快な御答弁です。ありがとうございます。明快な御答弁というのはあなたの答弁が明快であって、私はあなたの答弁にコミットするものではございませんので、念のため。

郵政省、この中で言われております電気通信というのはどのように位置づけられておるか。具体的には電気通信技術の研究というものはどういふふうにお考えでございましょうか。

○政府委員(奥山雄材君) 法案の中では、鉱工業と並んで電気通信業、放送業—CATV業を含みますけれども、並びに電波にかかわる技術ということになっておりますので、文字どおり鉱工業とパレレルな形で位置づけられているというふう

に考えております。

○中村鋭一君 このセンターの対象事業は、産業技術と、今取り上げましたけれども、この電気通信技術についてそれぞれの事業量は決定しない

で、申請のあったものについてそのいずれに属するかを問わず内容によって採否を決定する、そのように言われておりますが、その際政策的に電気通信分野への重点的な配慮をなすべきではないかとこのように考えますが、まず郵政省、その考え方についてどういふふうにお考えですか。

○政府委員(奥山雄材君) センターの原資には限りがございますし、その潤沢に期待できるわけではございませんので、薄く広くこれをばらまいて効果を失うことがあってはいけないと思っております。その意味で対象技術なりあるいはプロジェクトを絞る必要があると思っております。センターの設立の経緯から見ても、先ほど来お話を聞いていますように、電気通信事業を中心としたハイテク振興というものも十分重視されるべきであらうというふうにご考えておりますので、既存制度との重複といったようなものは避けて行われることが肝要であらうというふうにご考えておりま

す。

○中村鋭一君 通産大臣一言だけ、この点につきまして重点的に政策的配慮をしていただきたいという私の質問でございしますが、どのようにお考えか、お教え願います。

○国務大臣(村田敬次郎君) センターにおきましては、出資事業、融資事業、共同研究促進事業等を民間の創意と工夫を生かして行うこととしておりまして、その対象案件もセンターが民間における基盤技術に関する試験研究を促進することを目的として自主的に選定をするということになっております。その際に、国民経済や国民生活の基盤の形成をより効率的に進めていくという観点から、基礎技術の要件に該当する技術を幅広く対象とするともに、案件の内容に即してその選定を行うことが適当である、こういうふうにご考えてございまして、中村委員が御指摘になった電気通信は極めて重要だからという御趣意はよくわかりま

す。ただ私は、先ほど来の政府委員の答弁を聞いております。余り頭が過ぎるものでニュースが大変微妙になり過ぎておられるのでございまして、もし私と郵政大臣に答えさせればあんた答えてにならない、全体一致してひとつみんぐるでやるまいと、こういうことだと思ひます。

○中村鋭一君 最後に郵政大臣、電気通信技術の分野で特に重点的に大臣がお考えになっていらっしゃる研究のフィールドでございまして、これはどういふものがあるか、お教え願います。

○国務大臣(左藤恵君) 電気通信技術の開発というものは高度情報社会の建設のために非常に大切な知識集約的な技術だ、こういうふうにご考えております。そういったことにつきまして電気通信技術審議会、ここでいろいろな学識経験者によりまして調査、御審議をいただいて、そして電気通信に一つ一つの方向を明示して、そのガイドラインに従ってこうした点について効率的な、資金がたくさんあるわけではございませんので、研究者もそ

うたぐさんの方にやっていただくわけにもいかないかもわかりませんので、そうした点について十分成果が上がるような方法を考えていきたいとこのように考えております。

○中村鋭一 君 ありがとうございます。

ひとつこの円滑化法案、本日のこの連合審査でも、これまでに再三両大臣が指摘をなさいましたように、まず何よりも国民が何を要求しているか、国民の利益にとって何が一番大切かというところに重点を置いて、せっかくな法律ができてしましても、この運用に当たってきくしくしたものが出たら、結果的には何にもならないわけでございしますから、初めに法律ができて、予算がついて、ついたらその金を何とか使おうじゃないかというのじゃなくて、使わねばならぬ金である。それは国民の利益に合致する方向でやるんだと。そのためには、通産大臣が今言ってくださいましたように、頭のいい官僚がいろいろとテクニカルチームを駆使して、あれこれ技術的にこの委員会で答弁をするのじゃなくて、まさに百尺竿頭一歩を進めて、国民のために何がいいかであれば、それは片々たる省庁の縄張り争いでありまして、どちらが上だとか下だとか、そういうことじゃなくて、ひとつ大いにチームワークをよく、通産、郵政両省が、文字どおり民間の活性化のためにこの法律を活性化させていただき、十二分に運用の妙を発揮して下さることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○田英夫 君 先ほど、ちよと委員会を離れまして、表へ出ましたところが、きょうは国会周辺は大変車が込んでおりました。その原因の一つは、ソ連の副首相が来日をしておられて、これに対する右翼の嫌がらせがあるというのの一つと、もう一つは、例の外国人登録法の指紋押捺の問題に反対をして、在日朝鮮人の組織の皆さんが大きなデモをやっておられて、交通が渋滞をしている。

東京にこうやっておりまして、国際社会の中の日本といましようか、そういう状況が肌で感

じられるわけでありまして、いわんや我々の住んでいるこの日本が生きていくということになれば、資源がない、しかし高度の技術を持っているという状況の中で、国際社会の中にお役に立つ役割を果たさなければいけないということになるわけでありまして、私は、御質問というよりも、やや意見を交えまして、この法案がつくられている背景といましようか、その辺のところで御意見を伺い、私も意見を申し上げてみたいと思うわけです。

きょう、ちょうどお昼の時間に通産大臣もお見えになりまして、日米議員連盟が主催をいたしまして、アメリカの州政府の駐日代表を呼びまして、意見交換の場がありました。通産大臣、外務大臣もおいでいただきました。ちよと大臣がおいでになったときに、マンズフィールド大使があいさつをして、最近のマンズフィールド大使のあいさつの中でも、最も内容の濃い、非常に明快なあいさつをしてくださったと私は感じたのであります。その中で、一つ印象に残りましたのは、話は当然のこととして、日米経済摩擦の問題に大部分を割いておられましたが、つい最近、ワシントンに帰られたときに、ブロック通商代表、今は労働長官であります、このブロックさんの話で、これはテレビを通じてアメリカ国民に報道されたそうでありまして、その話の中に、今の日米経済摩擦の原因の三分の二ないし四分の三はアメリカ側にあると私は思っていると、こういう話がありました。ということで、日本ではマスコミを初めいろいろ言われておりますけれども、にもかかわらず、やはりアメリカの側も非常に自分の方の問題だということを考え始めている。一時は議会で相当激しい決議が行われたというふうなことで心配をいたしました。が、ややアメリカの側にも自分の方を振り返るといふ空気が出てきたというところで、そういうことをマンズフィールドさん

も言いたかったんだらうと思います。しかし、考えてみますと、これはアメリカの方ががそうやってくれたことは多とすると同時に、

我々の方も大いに日本の方の原因というものを、この際改めて冷静に考えてみる必要があるんじゃないだろうか。

特に今、通産、郵政ときょうおそろいでありますから、あえてこのことを申し上げるわけでありまして、まさに今の四つの問題についても、これは両省にまたがっていることは、あと農水でしようけれども、そういう関係の深い両省でございしますから、ぜひこのことを取り上げたかったわけでありまして、これは振り返って我が方を考えたときに、こういうところが問題じゃないかというところを、きょう実は私の方から申し上げたいわけでありまして。

最初に、型どおり御質問という意味で、今度の基盤技術研究円滑化法案という名前のこの法案が今出てきている。これはお互いに、郵政省も含めまして通産省がこういうものをつくるということ、はまことに今の時点で時宜を得たものであり、むしろ遅きに失したんじゃないだろうかというお考えだろうと思ひます。これは私も理解できるんでありますけれども、そこで、はたと、国際社会の中の日本と、今の日本を取り巻く、今申し上げたような状況というところを考えたときに、アメリカからアメリカの側、ECの側から見たら、こういう法律を日本がつくるということをどういうふうに受け取るであらうかということが一つの重要な問題点なんじゃないだろうかという気がいたします。

この点については、実は事前に私は通産省の関係者の方に伺ひまして、国際的な問題ということも十分配慮したというお言葉をいただいたんでありますけれども、ひとつ大臣あるいは担当の方から、通産省としてこの法案をおつくりになるに当たってどういう配慮をされたのかということを一言伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) 研究開発、技術開発の重要性に關しましては、ベルサイユ・サミット以来最近数年、しばしば世界的に首脳の間で確認をされている重要な政策課題であり、これが世界経

済の活性化をもたらす原動力であるという認識でございします。

従来、日本ということになりますと、むしろ諸外国が開発をいたしました基礎的な研究成果を導入して商品化するというところでございまして、日本もその国力に合った形で、その創造的な技術開発にもっと力をむしろ入れてはどうか、こういう認識があるわけでございまして、そういう意味では基盤技術の基礎研究を進めていくということにつきましては、諸外国の考え方にも沿うものであると、かように考えております。

私どもも、この法律を考えますに当たりまして、産業構造審議会の企画小委員会での検討の際に、アメリカあるいはヨーロッパの日本にいらつしやいます商工会議所の代表の方からもいろいろ御意見をお伺ひいたしました。諸外国の皆様方も、むしろこういった基盤的な研究に力を入れていく、広くこういう基盤技術に力を入れていくという点については基本的に賛成である、こういうような御意見でございました。しかし、もちろんその場合にも、外国の合弁会社と申しますか、いわゆる内外で差別するというようなことの運用にならないようにという条件の御意見の御開示をなさった方もいらつしやいます。基本的には皆さん賛成だ、こういうような御意見でございまして、そういう意味で言えば、こういう基盤技術研究を進めていくという点は国際社会のニーズにも沿ったものと考えております。

○國務大臣(村田敬次郎君) 田委員の先ほどお述べになりましたことを、ちよとマンズフィールドさんのお話の途中に私が入つてまいりました。が、御指摘になった点より御質問の趣旨がわかると思ひます。というのは、ブロック、今度の労働長官でございしますが、USTRの代表と私は二月においでになったときにたびたび話しました。そしてブロックさんが三分の二ないし四分の三はアメリカ側にある原因と言われたことは、今伺つて大変実はブロックさんのお気持ちかわかるような気がするんです。あの人は非常に日本の立場を

よくお考えになっておられた方でございまして、先般の日米貿易摩擦の問題では経緯としては非常にアメリカ側が日本側を責めるという段階がありまして、ここにおいでになる郵政大臣もあの四分野の一つのことについて実に英断をもって進められまして、その結果貿易摩擦の考え方は非常にアメリカでは鎮静をしたんです。一時すごいことを言っておりましたダンフォースさんも非常に軟化をされたという印象を受け、そして私は、ボン・サミットでは、レーガン大統領のもとでいわば総理大臣のような仕事をしておられるリーガン大統領首席補佐官とさして話をしてみました。そのときに、日本はよく努力をしておる、四月九日の中曽根総理の決定を非常に高く評価するという言葉がありました、そしてボン・サミットでは先生御承知のように、「成長及び雇用」の中で「インフレなき成長及び雇用の拡大を維持するため、われわれは次のことを行うことで合意した。」として、「経済の変化と技術の進歩によりもたらされる繁栄」、こういうことを言っているんですね。だから、この法律案の考え方とまさにそのものずばりでございまして、今や世界が非常に狭くなったと申ししますか、インテリメイトになってまいりましたから、そういう日米関係あるいは技術開発というような問題について共通の基礎というものが非常に耕されつつある。その意味ではこの法律は対米関係あるいは対自由主義経済社会に十分配慮をした法律である、このような認識を持っておるところでございまして。

○田英夫君 今のお答えで、特に法案をつくられる過程で外国の方の意見も聞かれたという話も聞きました、これは非常にいいことだなと思ったわけですが。

アメリカで一番経済摩擦の燃え盛っているさなかに言われたことは、アメリカでは法律をつくらうという場合、大議員立法が多いわけでありまして、そういう場合には必ず公聴会を開いて一般の関係者の意見、全くの一般の方の意見、いろいろ聞いていくんだと。日本の場合はお

役所で密室の中で何かつくられて、郵政大臣おられますけれども、例のNTTの電電民営化ということに伴って政省令というものがさっぱりできてこない、わからない。しかも知りたくても、我々の方、アメリカの側ですね、アメリカの側にはさっぱりわからない。ところが、その中に重要な部分が隠されているんじゃないかという、そういう疑惑を向こうで、三月に行きましたときにもうざばり言っておりましたね。ちやうどそのころは小山事務次官が向こうに最初に行かれて交渉されて結論が出ないで帰ってこられたという、向こう側であつたかと思ひますけれども、そういう気持ちで向こうは持っている、こういうことがありまして、その意味で今度の法案をつくられるのに外国の側の意見を聞かれたということは非常に評価いたします。

例えばちょっと余談のようになりましますけれども、通信機器の問題が今一つの大きなテーマですが、これに関連してアメリカの人がこういう話をしたんですね。いわゆる端末機器というんですから電話機のことですね、一般の言葉で言えば電話機。これをアメリカの側は売りたい、ところが日本の郵政省の側は非常に厳しい基準を課してきている。例えば音質というところに、非常にいい音質でなければ許可しないというように一つのラインを引いている。これは我々の、アメリカの側からすると非常に不思議なんだ。自分の方でもいい材料を使って技術を投入していい音質をつくらうと思ひます。しかしそれだけ高くなる。例えば日本のお金で言えば、そういういい音質の日本の基準を通るようなものなら一万円で売らなければならぬ。しかしそんないい音質でなくてもいいじゃないかというところで、もし二千円で売れるものをつくったとすると、アメリカ人の感覚で言えばその両方とも市場に出して自由に競争させてみる。そうしたら、やっぱり余り音質がひどいからこれはやめたと消費者が言つて買わなければ、それは負けて引き下がらざるを得ないんだ。だから、どうしてあんな基準を設けるんでしょうかと言ふんですね。

しかしやっぱり電話機というのは余りひどい音質じゃ困るんじゃないのかと私の方で言いましたら、いや、例えば倉庫に置く電話というのはそんなにいい音質でなくたっていいじゃないか、安いのをたくさんあつちこち々に置いた方が便利じゃありませんかという考え方もできるでしょう。そうしたら電話機に音質の基準を設けるということ自体我々アメリカ人の発想からしてはないんだ。そして、自由に競争させておいて、消費があればそれでちゃんと成立する、これが自由経済じゃないでしょうか、日本は社会主義経済じゃないでしょうか、こういう皮肉まで言われたんです。

この辺のところが、民族性といひましようか、あるいは文化の違いといひましようか、そういうこともあるかもしれない。しかし考えさせられるんですね。通産省や郵政省の方々は今やつていらっしゃることに何の不思議も感じておられないだろうと思ふんですね、当たり前のこととして、行政というものの責任を果たすためには基準を設けたり許可制というものを必要とするんだと、こういう哲学でやつてこられましたから。しかし、アメリカの人から見るとそれは全く不思議なことに見えるところとあつたり非常に問題があるんじゃないかと思ひますが、大変抽象的な話をいたしましたけれども、私の申し上げたことに御感想を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(左藤恵君) 確かに今先生御指摘のようなことで、特に技術基準の問題につきましても、また政省令を決定する段階におきましても同じような、今御指摘のような問題があつたことも事実でございまして。

ただ、今まで公衆電気通信法ということで独占という形でやつておりました、そして国内におきましては電電公社が、そしてまた国際的にはKDDが独占的に電気通信事業を行つておつたという

ようなことから来ます問題が一つあります。それからもう一つは、やはり日本の国の国民性といひまして、そうした今先生御指摘のようなことにつきまして、音質が悪い、あるいは雑音が入るといふような電話機を認めるというところについての政府の責任といひますか、やっぱり国民が何かそういうふうなものについて政府は一体そういうものを認めるのかと、こういうような感覚というものを国民の皆さんもお持ちになるといふようなことも私はあるんじゃないかと思ひます。

そういった意味におきまして、売れないようなもの、適当でないものは消費者が買わなければいいんだというふうな、そういうことで全く自由にするといふことにつきまして、日本の国民性というふうな点から見ても、まだそういう点で完全にアメリカの人たちと同じような形のものにはなかなかないといふふうなことから、技術基準の問題につきまして最終的なまだ今話し合ひをしておるというふうなことでございまして。

なお、まだ電気通信の問題、有線関係につきましては一応のアメリカの方の御理解を得て、またそして政省令の整備につきましても一応一段落しておりますけれども、電波の関係につきましてもおまたこれから話し合はなければならぬ問題が出てくるのじゃないかと、このように思つております。

○田英夫君 そういう意味で、お互いにだんだん認識が深まってくるということの中で解決の道が開けるのじゃないかと思ひますが、今度のこの法案でも、いわゆる産学官というものが一体になるというところは、我々からすればむしろ今までなさ過ぎた、これはまさに結構なことだといふ一語に尽きるんじゃないかと思ひますが、このままでの表現でアメリカの人や西側ヨーロッパの人が聞けば、これは、おつ、日本株式会社じゃあないかというふうな曲がつて受け取られてしまふおそれがあるといふ、そういう配慮をこつちが持ちながらやっていると、これまたうんと違つてくるんだらうと思ひますので、そういう意味でこれは通産大臣にはこ

の前予算委員会でもちよつと触れさせていたのだ例のライオンズ石油の問題というのがありまして、これも余談のようになりすすけれども、ちよつとこの際お耳にもう少し詳しく入れておきたいと思ひますのは、これも三月にアメリカに行きましたときに、アメリカでこの問題が出てきまして、こつちもびつくりいたしました。問題は、実は通産大臣のお立場からすれば小さなことであるかも知れません。一中小企業が、シンガポールから三千キロワットの精製ガソリンを輸入しようとしたという問題であります。

ちよつと私の手元には村田通産大臣のお名前をライオンズ石油株式会社佐藤代表取締役役あての「石油輸入計画の変更勧告について」という文書の写しがありすすけれども、予算委員会でもお答えがありましたけれども、これは石油業法に基づいておるという措置だ、こういうことで、こつちにも第十二条ですか、に基づいて提出があったものを、こつちでその同条第三項で準用するということに基づいてこれこれこういう措置をとるんだという法律の根拠も書いてありますから、それなりに我々はわかります。我々にはわかりすけれども、アメリカで言われましては、日本にはガソリンを輸入してはいけないという法律はないはずだ。にもかかわらず、通産大臣の名前で勧告をすると、それがまかり通つてガソリンが輸入できなかつたそうじゃないかと、こういうふうによつと受け取つておるわけですね。これが、つまり貿易における日本の政府の介入であり、行政指導という名のもとにおいていわゆる一種の非関税障壁がつくられておるじゃないかと、こういう話に受け取られておるわけですね。話は小さい問題であるにもかかわらず、日米経済摩擦という大問題の中にこれが持ち出されてくるということになつてしまつて、これは不幸なことだと思ひますけれども、しかし翻つて考えてみますと、今回のこのガソリンの問題についての措置というのは、通産省は通産省で一つの当然の根拠があつておやりになつたことと思ひますけれども、私も

専門ではありませんのでわかりませんが、いわゆる消費地精製方式という考え方自体、近い将来には産油国で今精製の設備が、これも日本が協力してやつた部分も大分あるようございますけれども、着々と進んでくると、近い将来には精製したものを抱き合はせたいというふうか、原油と一緒に買つてくれというふうな事態が起こつてくるのではないかと、こつちも想定をされるのであれば、消費地精製方式ということ自体が崩れてくるかも知れない。これを固執して、ガソリンは入れちゃいけませんといつて、日米経済摩擦の方に極めて大きな悪い影響が出てくるということになれば、日本の方は、よかれと思つて政府がおやりになつたことが非常に悪い結果だけ大きく残つてしまふということにもなりかねない。

冒頭申し上げたように、世界の中の日本といふまじやうか、人類というスケールで物を考えなければいけないといふふうによつていいと思ひますが、そういう時代になつてきている中での日本の行政といふことを我々あらゆる場面で、特に現在通産とか郵政とか農水とかというところの皆さんはお考えをいただきたい、こういう気持ちで非常にするわけでありまして、最後にこの点について通産大臣の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 田委員が予算委員会でお話なさしていただきましたときに、実はゆつくりとお話をさせていただいたかたつたんでございすが、時間が非常に足りなかつたので、きょうはい機会に御指摘をいただきました。

問題二点あると思ひます。私は例の石油業法に基づいて通産大臣の勧告につきましては、非常に正しい措置であつたといふふうに信じておりますし、今御指摘になつたいわゆる消費地精製方式といふもので、日本の置かれておる厳しいエネルギー事情、石油事情から言へば、ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油といふふうに出てきます連産品の関係について、ああいった措置をとるのが正しい。ただ、田委員御指摘のように、中長期的に見

れば、今後ガソリン需給の関係もいろいろございまして、また日本の石油業界の今後ということも考えまして、中長期的なビジョンといふものはひとつしかりと議論してつづつてくださいますことと、今石油審議会にお諮りし、審議をしていただいておりますのでございします。これが第一点。

それから第二点は、今回の貿易摩擦について、いろいろ国会議員として思ひをいたされ、御意見を述べていただいたこと、本当に私にはありがたいことだと思ひます。例え話でお答をするのがいいと思ひますが、例えば法規裁量、自由裁量という言葉がございします。いわゆる行政といふのは法規裁量の部分が非常に多いけれども郵政大臣が御苦勞のところをお述べになりましたように、いろいろ具体的に法規を適用していくということになる、国際社会のいろいろな具体的な情勢に適應するのには時間がかかることがある。政治といふものは、やはりそういう法規裁量を飛び越えて自由裁量の余地を相当広くしてしかるべきであるといふ意味で、サミットやあるいは日米のトップ交渉等々においていろいろ中曾根総理、また関係閣僚が苦勞をしておりますことが一つ一つやはり課題の解決になつていくんだらうと思ひます。少なくともポン・サミットにおきましては、ああいった三月、四月の苦しい試験を経まして、アメリカの対日感情といふものは非常に和らいだかと思ひます。しかし、貿易摩擦を起こす要因は次々あるわけございまして、例えばサッチャー首相が非常に厳しいことを言われたといふような事情がもう次に起こつておりますから、そういう次々の対応について、政治あるいは世界全体を見て貿易をしていくといふような観点から今、田委員が御指摘になられました心を休めていただくことが適當であらうと、このように思ひしております。

○田英夫君 ありがとうございます。○青島幸男君 毎度のことでございすけれども、私も、私ども小会派は最後になりまして、愚痴めいたことを言うつもりはないんですけども、かなり綿密、詳細に質疑が行われておりまして、私があえて御質問申し上げるようなことは少なくともないんですけども、まずお尋ねしますのは、字句の解釈についてあげつらつて揚げ足を取らうといふ気は全くないんですけども、何回か質疑を伺つておりまして、衆議院の議事録なんかを拝見しましたも、どうも基盤技術研究の基盤技術といふことの実態と、基礎と基盤といふことの意味合いが異なるものがある。一つ明確にのめ込みないんですけど、その辺のところをまず御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) 基盤技術と、それから基礎研究といふ二つの関係がどうかということとございすが、この基盤技術という言葉は、今回の法案で定義をした新しい言葉でございします。基礎研究と申しますのは、従来研究のステージを、研究の段階を基礎研究、応用研究、開発研究といふことで、学術的な研究から、物をつくるといひまじやうか、商品化の段階に至ります研究の過程を科学技術調査規則ということと総理府令で昭和五十年に決めた分類がございしますが、基礎的な学術、学理的な研究から応用研究、その学術を応用して新しい方法を探索する、新しいものをつくるということの可能性を探索する応用研究と、それから開発研究といふ三つの研究の段階が進んでいくステージの分類の一つとして基礎研究といふことが言われておるわけでございます。

基盤技術といふ方の基盤と申しますのは、むしろその技術の種類に関する分類でございまして、今回のこの基盤技術は、この法律案によりまして、一つは鉱工業、電気通信業の技術のうち通産省及び郵政省の所管に係るものといふものと、もう一つの定義が「国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの」といふ二つでございまして、それで大変これがおわかりにくくて恐縮でございすが、そういう技術の種類で考えております。いわゆる産業技術と電気通信技術、その中で非常にその全体の各産業に使われるいわゆる

波及性とか影響度とかが非常に大きいものと、こ
ういふふうを考えておるわけでございます。

具体的な例を申しますと、例えば今新素材
というのいろいろ出てまいります。いろいろな
種類の新素材が出てまいります。例えば化学工
業で分離工程に利用されるので高性能高分子
分離膜というのがあります。従来化学の成分を分
離いたしますのに高分子の膜を使うという技術で
ございまして、それをいたしますことによると、
例えば酸素と窒素を膜で分けるということが可能
になります。酸素付加膜などというふうなことで
よく使われるわけでありまして、そういう混合
いたしました物体を膜で分けるというふうな技術
がございまして、そういったようなものは化学工業
にも使われますし、いずれまた医薬、医学方面に
も使われるわけで、非常に大変なところに使われ
る波及度の大きい、しかも革新的な技術と、こ
ういふことになりまして、その高効率分子分離膜をつ
くり出すときに、まず学術的にそういうことが可
能であるかという研究をいたしますのが基礎研究
でありまして、基礎的な学理的なものがわかった
と、それを、じゃどうやって応用できるかという
のが応用研究になり、それを、じゃどうやってう
まくつくっていかばいいかということが開発研究
と、こういうことになるわけでございまして、大
変おわかりにくくて恐縮でございますが、基礎研
究というのは研究の発展していきましますスケー
ジの分類であり、基礎技術と申しますのは今回この法
律で定義をいたしました技術の種類で、非常に各
産業に大きく使われていくことになる革新的な技
術と、こういうことの意味合いでございます。

○青島幸男君 そういうふうな具体的におつ
しゃっていただくと一応わかるんですけども
ね。文章には「国民生活の基盤の強化に相当程度
寄与するものをいふ」というような言い方にな
りますと、これまさに抽象的でありまして、字句
をおつくりになる前にこの定義で相当お考えに
なつて、どうやら簡略に、しかも事の中心を
突くわかりやすい表現ができるかと、随分お考え

になったことだと思ふんですけれども、少なくと
も一般国民がこの文章を読んでこの定義で即座に
そこまで理解が及ぶかどうかということになりま
す。大変難しいという気がいたします。御苦
勞はわかるんですけども、もうちょっと何とか
わかりやすい表現の方法がなかったかということ
を、ただ文章上のごとで申し上げるだけですけれ
どもね、ただ気がついたので申し上げるわけで
す。

我が国は、欧米に比べて基礎研究とか、い
わゆるそういう基礎的な分野、でき上がったもの
を即座にコピーしたり、まねしたり、あるいは応
用開発をすることにかけては他の民族に先駆けて
大変上手だ。しかし、基礎的な原理研究にたい
なものはどうも外国に依存する部分が多いのじや
ないか。だからこそ、その部分で海のものとも山
のものともつかぬものに莫大の金をかけて研究に
励んでいくことがやがて大きな飛躍につながる基
礎的なものをつくるんだということ、そのため
にこの法案を作成されているという趣旨もわかる
んですけれどもね。しかし、だからこそこの国立
大学とか、政府研究機関の基礎研究に金をつぎ込
むべきだ。今まで行われていなかったのがむし
ろ遅きに失するということ、そうなりますと、
そこに直接金を、補助金という格好でしようかと
うでしようか、直接そこに充当すればよろしいん
ではないかと。どの辺にこの基礎技術研究促進セ
ンターの意味があるのかという気がしないでもな
いんですが、その辺を明確にひとつしていただ
きたいと思ひます。

○政府委員 荒尾保一君 我が国の基礎研究が欧
米等に比べてましてもそのウェイトあるいは内容が
なり低いものであるということにつきましては、
ただいま先生から御指摘のとおりであらうかと思
ひます。研究費の支出等を見ましても、若干国に
よつて差はございますけれども、やはり日本の場
合は開発研究の程度が多くて基礎・応用関係は低
いということであらうかと思ひます。そういう点
から、この基礎研究のウェイトを高めるべきであ
るということとは当然のことでございますし、私ど

も今回いろいろな技術開発の施策を考えました際
にも、その点に重点を置こうということでご考へた
次第でございます。

その一つといたしまして、今御指摘がございま
したように、国立大学は文部省の所管でございま
すが、私どものところにおきましても十六の国立
の研究機関を所管いたしております。こういった
試験研究所における研究の質的拡充を図つてい
くということにつきましても努力をしなければな
らないということもございまして、工業技術院を
中心にいたしまして通産省全体におきましては国
としてやります研究開発の資金の増加に努めまし
て、対前年比一三％の増で予算を今年度、六十年
度分が決定をしたわけでございまして。

こういった形で国におきまします研究を促進するの
は当然でございますが、しかし一方日本全体の技
術開発の状況を見ましますと、約七割は民間が負
担をしておるわけでございまして、民間におき
ます研究開発の中心はどういたしたとしても商品開
発に近いような開発段階に偏るのは当然でござい
ます。しかし、全体として七割を占めております
民間の技術開発を、徐々にではございますけれど
も、基礎的なもの、応用的なものにシフトをして
いただく必要があるということでございます。こ
の両方相まちまして日本の技術開発を従来の開発
中心から基礎の方にシフトをしていくことというの
がねらいでございます。

そういう点から、民間におきまします基礎・応用段
階における技術開発を促進するための環境条件の
整備を図ろうということで、今御提案申し上げて
おりますセンターを通じて、この特に中心にな
りますリスクマネーの提供を図ろうというものが
今回の趣旨でございます。そういうことから、民
間企業が共同して実施いたします基礎段階からの
RアンドDにつきましても出資事業を行うとか、あ
るいは応用段階から企業が行います研究開発につ
いて条件付きの無利子融資を行うというふうなこ
とによりまして、この民間における基礎研究を促
進しようというのが今回のねらいでございます。

○青島幸男君 私その要綱などを拝見いたしま
して大変よくできておると思つておりました
ね、この格好で推進されることはむしろ当然だと
いう気はしないわけではないんですが、翻つて考
えてみますと、ここに至るまでの過程ですね、も
ともとエレクトロニクスの急速な発展に伴いまし
て日常生活にもその影響が大変出てまいりまし
て、新たなニーズも出てまいりまして、興味も
関心もわいてまいりまして、通産省ではニューメ
ディアコミュニケーション構想ですか、同時に郵政省
はテレトピア構想というふうな格好で今後の新し
い通信機構に対応するべく二十一世紀に向かつて
何か研究していかねばならぬんじゃないかと
、双方が同時に考え方を基礎にして何かを進め
てられるというのは非常に結構なことだと思ふ
んです。それが今度はNTTの株式売却益が出る
ので、郵政省側は電気通信振興機構ですか、そ
れを発足させようとなさるし、通産省は産業技術
センターですか、これが発足させようとなさつて
おると、これがいつしか綱張り争いというふうな
格好になつて、とるのとらぬの、権益を侵すの
侵さないのということになつて、いろいろ世間の
批判を浴びるようになった。そういうしてあるう
ちに、二つの考え方を突き詰めてひとつ基礎技術
研究促進センターみたいなものをつくつて、うま
いぐあいに三者の考え方を突き合わせていけば、
御都合主義でうまくいくんじゃないかと。つま
しては、先々のことで、両省からの天下り機関の
増設にもなる。結局は、なあなめに、押せ押せ
に、御都合主義に流れて、時間の経過に伴つて双
方の権益がうまくすり合つてこまて来た。こ
ういふ経過を踏まえて、このやり方を突き進め
ていくようなことが果たして、合法的で合理的で、
だれにも納得いくものなんだろうか、そこには理
想も哲学もないじゃないかというふうな批判があ
ると思ふんです。そういうふうな考えを持つて、
どうも素直に受け入れないという方々がおいでに
なると思ひますので、そういう考え方にどう対処

し、そういう方々をどう理解させ納得させていけるかということの通産大臣の抱負といえますが、御決意といえますか、それを明確に承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 非常に青島委員うまく御表現をいただきまして、押せ押せがまあまあになった、そういう経緯が確かに第三者から見るとあつたかもしれないと思ひます。だから、私は、この法律案をこうしてお諮りし、そしてもし通過をさせていただくことができれば、考えなきやならないのは、そういう経緯というものはなくて、むしろグローバルに物事を理解をする、縄張り争いと縄張り意識というものをしっかり捨ててかかるということだろうと実は思ひつてゐるんです。

というのは、技術開発とか情報化社会とかいうことは、これから二十一世紀に向かう一番中心的なファクターなんですね。言うならば、二、三百年前に世界を覆つた産業革命以来の大きな世界を狭くするような、あるいは宇宙時代と言われるような新しい時代がやってくると思ひます。そのときに、何々省何々省というような縄張りはいけません、けいけいできないわけでありまして、したがつて、そういった意味で、全体的に世の中がどういうふうに進むのがいいのか、国民生活そしてまた生産がどういうふうに進むのいいかというグローバルな観点で考えるべきだし、またこの法律案ができたその成り立ちというのもそういう大きな目的に沿つたものであると思ひます。非常に熱心な余りにいろいろな縄張り争いというやうなものが一部に起きてきたという事情はわかりますけれども、私や郵政大臣の間では、そのことはもう完全に二人が理解をし合つておるつもりでございます。国民生活、国民生産というものの上に立つてこの法律を役立てる、そういうことだと思ひつております。

○青島幸男君 残余の問題は重複いたしますので、これで終わります。
ありがとうございます。

○委員長(降矢敬義君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。よつて、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後五時三分散会

昭和六十年五月二十七日印刷

昭和六十年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P